

2. 工事検査の進め方

<検査員の心得>

- 第1 実施及び資料に基づき事実を正しく判断して厳正に行う
- 第2 客観的かつ公正な判断と態度で行う
- 第3 受注者との信頼関係を保持し、誠意を持って行う
- 第4 受注者とは対等であるとの認識を持って接する
- 第5 工事の目的・内容を把握し主眼点をおき、資料や現場をよく観察する
- 第6 質問、指摘、指示等は明確に行う
- 第7 検査職員としての誇りと信念を持って行う

令和4年6月

出納局検査課

目 次

1 工事検査とは	
(1) 検査とは	1
(2) 工事検査とは	1
(3) 工事検査の目的	1
2 工事検査の種類について	
(1) 工事検査の種類	3
(2) 中間検査	3
(3) 完成検査	4
(4) 指定部分に係る完成検査	4
(5) 出来高検査	4
(6) 「部分使用」の際の検査	4
【資料】県工事検査執行要領別表（中間検査を行う施工時期）	5
3 検査職員の種類と検査範囲について	
(1) 検査職員の種類と検査範囲	6
4 工事検査の実施方法について	
(1) 工事検査の実施方法	9
(2) 書類検査	10
(3) 実地確認検査	10
(4) 検査での着目点	11
(5) 検査結果の判定	13
5 工事成績評定について	
(1) 工事成績調書の作成	14
(2) 検査員の考査の方法	15
(3) 中間検査等で工事成績調書の考査をしない場合	18
(4) 工事成績調書の検査員所見の記載	18
(5) 工事成績調書（データ）の保存等	19
【参考】工事成績調書の基本情報記入上の注意事項	20
【参考】品質評価の「ばらつき」等の考査の注意事項について	23
【参考】工事成績評価における品質のばらつき判定の取扱い	25
6 合格・不合格・修補について	
(1) 合格・不合格の判定基準	26
(2) 不合格とした場合の事務処理	26
(3) 修補（改修）について	27
(4) 履行遅滞について	30

7 検査員として

(1) 検査員の心得	-----	31
【資料】工事成績調書考査項目確認の手引き（検査員版）	-----	33
【資料】工事成績調書工種別評価項目作成例一覧（H2.2Ver）	-----	44
【参考】検査員成績調書考査事項と確認資料	-----	46
【参考】専門検査員の検査での主な指導事項	-----	48

注意事項：令和2年4月1日に工事請負契約書が改正されており、本テキストでは全て現行の契約約款番号で記載しています。したがって令和2年3月31日以前の契約案件工事での約款番号が異なるので注意して下さい。
（例：設計図書の照査について、令和2年4月1日以降の契約案件では第19条ですが、令和2年3月31日以前の契約案件では第18条となります）

1 工事検査とは

(1) 検査とは

「検査」と呼ばれる行為は以下のとおり大別できる。

- ① 工事の施工途中の段階及び部分的に完了した段階で契約図書等に定められた中の一部の項目について、工事が契約図書どおり実施されているかどうかを観測、検測その他の手段によって確認する検査
 - 工事に使用する材料の品質・数量を確認する「材料検査（工事請負契約書第14条）」や工事完成後不可視となる部分などの出来形・品質を確認する「段階確認」等**監督職員による検査（確認）及び立会等**
- ② **工事代金の支払い又は工事成績の評定を行うために**、工事の途中段階や最終段階で、それまでの施工過程全般について契約図書どおりに工事が施工されたかを確認する検査
 - 中間検査や完成検査、指定部分に係る完成検査、出来高検査等**検査職員による検査**

(2) 工事検査とは

工事検査について宮城県土木部共通仕様書（土木工事編Ⅰ）の第1編共通編第1章総則1-1-2用語の定義では「検査職員が契約書第34条（検査及び引渡し）、第41条（部分払）、第42条（部分引渡し）に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。」と記載されており、宮城県農業土木工事共通仕様書でも「検査員が契約書第34条及び第42条に基づいて給付の確認を行うこと、並びに契約書第33条（中間検査）に基づいて工事の実施状況の確認を行うことをいう。」と記載されている。

県では、これら**契約書第34条、第41条、第42条の給付の確認の検査**と「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、**受注者の技術の向上や指導・育成等を図るため、工事の適正かつ能率的な施工状況がなされているかどうかを確認・指導することも含めた工事請負契約書第33条の検査も含めて「工事検査」と称している。**

なお、国などでは給付の確認以外は「技術検査」と称して実施している。

(3) 工事検査の目的

工事検査の目的は以下のとおり集約できる。

- ① 請負工事の工事目的物が契約図書に定められた出来形・品質等を確保して、**発注者として工事目的物を受け取りその代価を支払ってよいことを確認すること。（給付の完了の確認）**
- ② 工事成績を評定することにより、受注業者の適正な選定及び指導育成に資すること。
- ③ 検査時の指導を通じて、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに**工事に関する技術水準の向上に資すること。**

地方自治法

(契約の履行の確保)

第234条の2

- 1 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

宮城県における規程等

これらの法律及び政令に基づき宮城県では以下のとおり規定している。

財務規則

(検査調書等の作成)

- 第119条 契約執行者から契約履行確認のための検査又は検収を命ぜられた職員は、当該検査又は検収を終了した場合はすみやかに検査又は検収に関する調書を作成し、契約執行者に報告しなければならない。

建設工事執行規則

(監督及び検査)

- 第25条 契約の適正な履行を確保するため工事の監督又は検査についての必要事項は、別に定める。

県工事検査規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、工事の適正かつ効率的な施行を確保するため建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号）に基づき、工事の検査に関し別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

県工事検査執行要領

(目的)

- 第1条 この要領は、県工事検査規程（昭和39年宮城県訓令甲第6号。以下「規程」という。）により検査を執行するため、必要な事項を定めることを目的とする。

県工事検査基準

(目的)

- 第1条 この基準は、県工事検査規程（昭和39年宮城県訓令甲第6号。以下「規程」という。）に基づく工事検査を執行するための必要な技術的事項を定め、検査の適正な実施を図ることを目的とする。

2 工事検査の種類について

(1) 工事検査の種類

「県工事検査規程」では、検査の種類を契約書第33条（中間検査）に係る検査については「**中間検査**」、契約書第34条（検査及び引渡し）に係る検査は「**完成検査**」、契約書第41条（部分払）に係る検査は「**出来高検査**」、契約書第42条（部分引渡し）に係る検査は「**指定部分に係る完成検査**」と称している。

県工事検査規程

（検査の種類）

第3条 検査は、完成検査、指定部分（工事請負契約の際に、発注者が設計図書において、工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分をいう。以下同じ。）に係る完成検査、出来高検査及び中間検査とする。

2 完成検査は、工事の完成時に、当該工事の契約の履行確認について行うものとする。

3 指定部分に係る完成検査は、県が設計図書において、工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分の工事（以下「指定部分に係る工事」という。）の完成時に、当該指定部分に係る工事の契約の履行確認について行うものとする。

4 出来高検査は、工事の完成前に、既済部分の出来高及び使用材料等について行うものとする。

5 中間検査は、工事の施行状況、使用材料、隔地において製造している構造物等その他知事が必要と認める事項について行うものとする。

(2) 中間検査

中間検査の実施については、「工事請負契約書」「共通仕様書」に規定されており、検査の実施時期については監督職員が選定することとなっているが、「県工事検査執行要領」では「工事完成後には、施工の適否を確認し難い工事又は隔地において製造している工事での中間検査による確認が必要と求められる場合、別表の施工時期に行うものとする」と規定されており、**工事完成後には水中や地中に没する構造物の完成時や完成検査時には消滅する指定仮設構造物等、完成検査時には明視出来なくなるものが確認できる時期には監督職員を指導し、中間検査を実施していただきたい。**

※【参考】県工事執行要領別表を参照

また、唯一、中間検査は県工事検査基準の中で「**必要な指導を行うもの**」と明記されており、施工状況を確認・指導し、工事目的物の品質向上を図ることも中間検査の目的として実施するものであることを考慮願いたい。

なお、中間検査でも工事成績調書の考査を行うこととしているが、実態として検査員が工事の進捗状況等から判断し、大部分の中間検査では考査を実施していないのが本県の現状となっている。ただし、完成時の考査では中間検査時点での状況で評価する考査項目もあるので留意されたい。

(3) 完成検査

完成検査の実施については、「工事請負契約書」「共通仕様書」に規定されており、検査は受注者からの通知受理後14日以内と定められている。

工事目的物の完成はできる限り直接確認するよう努力することが規定されているが、完成検査時で明視不可能箇所や検査当日の気象または施工現場の状況によっては資料等で判定している。

また、5百万円以上の工事の完成検査では工事成績調書の考査を行うこととなっており検査員は「施工管理」、「出来形」、「品質」、「出来ばえ」の4項目を考査することとなる。

(4) 指定部分に係る完成検査

指定部分に係る完成検査の実施については、「工事請負契約書」「共通仕様書」に規定されており、基本的に完成検査の請求と同じ扱いとなっている。

また、工事成績調書の考査については、中間検査と同じく、考査するか否かは検査員が決定することとなっており、当該完成部分の全体工事内容に対する割合や完成目的物の内容等によって決めている。

(5) 出来高検査

出来高検査の実施については、「工事請負契約書」「共通仕様書」に規定されており、指定部分の完成検査は発注者があらかじめ指定した部分であるのに対し、出来高検査は受注者からの申し出による検査である。

したがって、検査に際して受注者は出来高部分の数量等を作成し、監督職員の確認を要する必要がある。

出来高検査では、出来高部分の工事目的物が設計図書に適合しているか否か、また、出来高部分の数量が提出された資料どおりであるか否か、出来高部分の数量等を確認・検査するものである。

なお、工事成績調書の考査は、建築関係工事に限り行うことができると定められているが、土木工事等では特に工事成績調書の考査は行う必要はない。

(6) 「部分使用」の際の検査

発注者が受注者から承諾を得て、当該目的物を完成引受け前に使用する「部分使用」を行う際、共通仕様書で部分使用に係る品質、出来形等の検査・確認は監督職員が行うものであると規定されている。

なお、ほ場整備工事では、平成26年2月10日付け農村号外「ほ場整備工事施工中の「ほ場等」の部分使用について」で取扱いについて通知されており、主任監督員又は地方検査員が使用部分の施工状況（出来形、品質）を検査・確認することとしている。

また、土木工事共通仕様書では中間検査を部分使用に係る検査として扱っても良いこととなっているので留意されたい。

【資料】県工事検査執行要領 別表

中間検査を行う施工時期	
1	<p>土木工事</p> <p>(1) 基礎工事</p> <p>① 土留工法等の施工による掘削又は岩盤等の掘削が完了したとき。</p> <p>② 盛土及び埋め戻し工における締固めを施工中のとき。</p> <p>③ 杭基礎（鋼管杭・コンクリート杭・鋼矢板・鋼管矢板等）及び控工（腹起し・タイロット材・控工等）が完了したとき。</p> <p>④ 地盤改良工事が完了後、改良地盤上に連続して施工する場合にはその施工前のとき。</p> <p>⑤ 港湾、漁港、海岸工事等において捨石均し及び被覆・根固め均し完了したとき。</p> <p>⑥ 井筒潜函基礎工の完了又は施工中のとき。</p> <p>(2) 橋梁工事</p> <p>① 橋台・橋脚の高さが5m以上で、橋長15m以上の下部工が施工中のとき。</p> <p>② 床版工については、配筋が完了したとき。</p> <p>③ コンクリート橋（主としてPC橋）については、カンチレバー工法では30%以上、桁製作では60%以上の出来高に達したとき。</p> <p>(3) 鉄鋼工事</p> <p>鋼橋（歩道橋・水管橋含む）・水門扉・可動堰・スノーシェッド・防雪柵・用排水材（汎用ポンプ製品は除く）・除塵機製作工場における製作及び仮組の完了したとき。</p> <p>(4) 舗装工事</p> <p>上層路盤工の完了又は、施工中のとき。</p> <p>(5) 堰堤等工事</p> <p>堰堤等において堤底から1/3程度までコンクリート打設が完了したとき。</p> <p>(6) 堤体及び消波工事</p> <p>ケーソン及び各種コンクリートブロックの製作が完了したとき又は据付中のとき。</p> <p>(7) 栈橋等工事</p> <p>上部鉄筋コンクリートの配筋が完了したとき。</p> <p>(8) 吹付け工事</p> <p>ワイヤーラス又はメッシュ張りが完了又は施工中のとき。</p> <p>(9) 各種管工事（道路横断等の小規模は除く。）</p> <p>コンクリート管及び鋼管等の据付を施工中のとき。</p> <p>(10) 山腹工事</p> <p>山腹の法切り工を施工する前の土留工等構造物及び暗渠排水工等が完了したとき。</p> <p>(11) トンネル工事（下水道工事におけるシールド工事も含む。）</p> <p>覆工コンクリートの施工前のとき。</p> <p>(12) ラバーダム工事</p> <p>ゴム袋体の完成したとき。</p> <p>(13) ほ場整備工事</p> <p>整地工事のうち基盤盛りが伴う場合、切り盛り工事中又は完了したとき。</p> <p>(14) 用排水路工事</p> <p>コンクリート二次製品又は管類の据付の施工中又は完了したとき。</p>
2	<p>建築・設備工事</p> <p>(1) 建築工事</p> <p>① 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造の原寸図が完了したとき。</p> <p>② 木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造の建方が完了したとき。ただし、中高層建築物においては、いずれかの階の配筋が完了したとき。</p> <p>③ 鉄筋コンクリート造で、いずれかの階の配筋が完了したとき。</p> <p>(2) 設備工事</p> <p>① 関係法規、規格及び基準等により必要な試験、試運転、性能判定を行うとき。</p> <p>② 完成時に点検が出来ない隠ぺい工事で、確認の適時なとき。</p>

3 検査職員の種類と検査範囲について

(1) 検査職員の種類と検査範囲

検査職員は、共通仕様書の用語の定義で「工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。」と記載されており、県では、「県工事検査規程」で、「専門検査員」、「地方検査員」及び「特命検査員」とに区分されている。

① 「専門検査員」は、検査課配属職員（兼務職員を含む）をもって充てられており、基本的には工事請負金額4千万円以上の工事の検査が対象となっている。

② 「地方検査員」は、地方振興事務所や土木事務所等地方公所の技術主任主査以上の技術職員、電気若しくは機械を担当する技術主査及び技術主査での再任用職員が充てられている。

地方検査員の検査範囲は、工事請負金額4千万円未満の工事の検査（中間・完成・指定部分完成）が対象となっている。

また、4千万円以上の工事であっても「出来高検査」と指定部分の金額が5百万円未満の場合の「指定部分完成検査」は地方検査員の検査となるが、4千万円以上の工事で複数回指定部分の完成検査があった場合、指定部分の金額が累計で5百万円を超えた場合は専門検査員が検査することになるので留意されたい。

③ 「特命検査員」は、主務課長又は事務委任規則で工事の検査を委任された地方機関の所長が職員のうちから任命した者が充てられており、同じ「特命検査員」でも「主務課の特命検査員」と「地方機関の特命検査員」の2つに分けられる

工事を執行している主務課の特命検査員については、地方検査員と同じく工事請負金額4千万円未満の工事の検査が対象であるが、地方機関の特命検査員は1件5百万円未満の庁舎及び宿舍の維持修繕工事の検査のみが対象となる。

なお、年度末の検査業務繁忙時期に検査課が主務課に依頼している検査については、「出納局長が必要と認める検査」として、請負金額に関係なく「特命検査員」に検査してもらうこととなる。

県工事検査規程

(検査員)

第4条 工事の検査を行わせるため、検査員を置く。

2 検査員は、専門検査員、地方検査員及び特命検査員とする。

3 専門検査員は、別表第1に掲げる職員（技術主任主査及び技術主査の職にある職員にあっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に限る。）及び知事が任命する職員をもって充てる。

4 地方検査員は、別表第2の上欄に掲げる地方機関について、それぞれ同表の下欄に掲げる職員をもって充てる。

5 特命検査員は、主務課長又は所長（事務委任規則（昭和35年宮城県規則第77号）の規定に基づき工事の検査を委任された地方機関の長をいう。以下同じ。）が別に職員のうちから任命する。

（工事の検査）

第5条 検査は、所長に委任された検査（以下「委任検査」という。）にあつては地方検査員（知事が別に定める検査にあつては、特命検査員）が行い、委任検査以外の検査にあつては専門検査員が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門検査員又は地方検査員が検査をするものであつても、知事が別に定める検査については、特命検査員に検査させることができる。

（別表第1・第2省略）

検査員と検査範囲

区分	課・公所	対象職員	検査範囲・分担	金額区分		
				5百万円未満	5百万円から4千万円未満	4千万円以上
知事部局	検査課 (管財課・営繕課・設備課の兼務職員を含む)	出納局技術参事(副参事)・検査課長・総括課長補佐(技術職)・知事任命職員(総括、上席、主任専門検査員)・再任用の技術職員	事務委任検査以外の検査は専門検査員が実施	特命検査員を任命することが困難な場合は検査課長と協議し、専門検査員が実施する場合もあり得る(例：技術職員がいない本課や技術職員がいても特命検査できない場合等)	事務委任検査以外の検査は専門検査員が実施(実質的に専門検査員の検査範囲)	
	地方振興事務所 王城寺原補償工事事務所 土木事務所 港湾事務所 ダム総合事務所	技術主任主査以上の技術職員、技術主査で電気若しくは機械を担当する職員又は再任用職員	事務委任規則で所長に委任された検査は地方検査員が実施	請負代金額1件4千万円未満の工事の中間・完成検査(部分完成検査含)	建築及び建築工事に付帯する設備工事以外の工事の出来高検査	
地方検査員				建築及び建築工事に付帯する設備工事以外の工事の指定部分が5百万円未満の部分完成検査		
特命検査員	地方公所(地方検査員のいる事務所も含む)	工事を事務委任された所長が任命する職員	所長に事務委任された検査で知事が定める検査は特命検査員が実施(事務職員でも可)	5百万円未満の庁舎宿舍の維持修繕工事		
	産業技術総合センター・農業園芸総合研究所・古川農業試験場・畜産試験場・林業技術総合センター・水産技術総合センター			5百万円未満の庁舎宿舍の維持修繕工事		
			請負代金額5百万円未満の中間・完成検査			
	主務課	工事を執行委任された主務課長が任命する技術主任主査以上の技術職員、技術主査で電気若しくは機械を担当する職員又は再任用職員	県工事検査執行要領に基づき、主務課長に委任された検査については、特命検査員に検査させることができる(1件5百万円未満の工事検査は事務職員でも可)	請負代金額1件4千万円未満の工事の中間・完成検査(出来高検査・部分完成検査含)	建築及び建築工事に付帯する設備工事以外の工事の出来高検査・指定部分が5百万円未満の部分完成検査	
主務課(依頼検査)	工事検査を依頼された主務課長が任命する技術主任主査以上の技術職員、技術主査で電気若しくは機械を担当する職員又は再任用職員		出納局長が必要と認める依頼検査 ①年度末の繁忙期等に専門検査員では対応が困難な検査 ②法令等により他の公的な機関で専門的な検査が規定されている工事の検査 ③技術開発等に伴う試験施工で合格、不合格の判定が困難な工事検査			
摘要		この規程による検査を行う者は、県工事監督員規程第2条に規定する監督員と兼ねることはできない(検査規程第6条)				

4 工事検査の実施方法について

(1) 工事検査の実施方法

検査は、「県工事検査規程」及び「県工事検査基準」で定められており、監督職員及び受注者の立ち会いのもと、「書類検査」と「実地確認検査」を行う。

県工事検査規程

(検査の方法)

第2条 検査は、工事請負契約書、設計図書に基づき、施工管理資料その他の書面について行う検査及び出来高について実地に行う検査により行うものとする。

(検査の立会い)

第7条 検査は、次に掲げる職員の立会いのもとに行うものとする。

- 一 専門検査員が検査を行う場合は、当該検査に係る工事の技術主任監督員及び監督員（当該職員に事故ある場合は、主務課長又は所長が指定した職員）
- 二 地方検査員が検査を行う場合は、当該検査に係る工事の監督員（当該監督員に事故ある場合は、所長が指定した職員）

2 検査には、受注者又は工事請負契約書及び変更契約書の様式（平成8年宮城県告示第412号）様式第1号第11条第1項に規定する現場代理人等及び必要に応じて、製造者又は材料納入者を立ち合わせるものとする。

県工事検査基準

(検査の方法)

第2 検査は、当該工事の出来高を契約図書に基づき工事の実施状況、出来形、品質及び出来栄えについて別表により実地に確認し、適否の判断を行うものとする。ただし、気象又は立地条件により、検査期限内における確認が困難な場合は、諸資料に基づき行うことができるものとする。

(出来形の検査)

第7 出来形検査は、第2に規定する別表により行うものとする。

なお、出来形の適否判定については、検査対象工事に対応する共通仕様書の出来形管理基準及び規格値（許容値）によるものとする。

(品質の検査)

第8 品質検査は、第2に規定する別表により行うものとする。

なお、品質の適否判定については、検査対象工事に対応する共通仕様書の品質管理基準及び規格値（許容値）等によるものとする。

(出来栄えの検査)

第9 出来栄え検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全体的な外観について行うものとする。

(第2条関係別表 省略)

(2) 書類検査

書類検査では、「施工計画書」「工事打合せ関係書類（指示・承諾書，協議書，提出書類，その他打合せ書類等）」，「工程管理関係書類（履行報告書等）」，「品質管理関係書類」，「出来形管理関係書類」，「工事写真」，その他資料（書面）等を確認する。

書類検査における留意事項

① 契約書・設計図書の確認

検査は，工事目的物が契約図書と適合しているか否かを確認することであり，検査に際しては契約内容を把握し検査にあたらなければならない。

② 施工計画書・施工状況の確認

施工計画書が設計図書に適合しているか否かの確認を行うとともに，その施工計画書の施工方法・施工管理等で現場が実施されているか確認する。

- ・施工計画書に記載された内容が，設計図書による品質，出来形，施工方法を満足しているか。
- ・施工計画書に記載された施工方法で実施されているか。

③ 出来形及び品質管理

出来形管理基準及び品質管理基準により適切に実施し，測定した各実測（試験・検査・計測）値は，すべて規格値を満足しているか確認する。

- ・測定（試験）頻度は適切に実施されているか。（共通仕様書の出来形測定回数は最大間隔，品質試験回数は最小限であり，これ以下では管理不足となる。）
- ・基準が定められていない工種についても監督員と協議し施工管理を行っているか。

④ 工事写真

施工管理基準により適切に撮影されているか（撮影項目・撮影頻度・小黒板の文字範読）確認する。

- ・不可視となる部分の施工状況，出来形寸法等が写真で確認できるか。
- ・小黒板の判読が困難な場合，写真情報に必要な事項が記入され整理されているか。
- ・撮影箇所がわかりにくく場合，見取り図（撮影位置図，平面図，凡例図，構造図等）を参考図として作成されているか。
- ・管理基準に定めのない工種についても監督員と協議し取扱いを定めているか。

(3) 実地確認検査

工事の出来形，品質，出来ばえは，現地において実地に行うことが原則となっており，適宜抽出した箇所を検測等を行うとともに，施工状況や出来ばえを確認している。

検測等出来形検査については「県工事検査基準第2条関係別表の出来形検査基準」で工種毎に検査項目，検査方法，検査確認頻度等が定められているが，工事内容や現場の状況に応じて適宜検査員が決定している。

実地確認検査における留意事項

① 受検体制

現地検査に当たり，必要に応じ検査測定用の器具の準備や交通誘導員等について受注者と調整しておくこと。

なお、共通仕様書には、工事完成時の後片付けに対し「**工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。**」と記載されているので、必要に応じて受注者に指示する。

② 検 測

検測は、検査員が各工種について検測確認箇所を抽出・指示し、実施する。

検測結果が「出来形及び品質の規格値」による管理図表の値と照合して大きな差異がなく、規格値を満足していれば「合格」となる。

ただし、規格値を満足していても管理図表の値と大きな差異が確認された場合は管理図表自体の成果に疑問となるため、検測箇所を追加したり、原因を聞き取りして確認するが、受注者としては成果の適正を証明する必要がある。

③ 現地と図面の不一致

一般的に書類検査後現地検査を行うが、現地が図面と合わなかったり、測点が不明確な現場がみられるため、設計変更又は完成届の受理時点での確認を適切に行っておくこと。

当然のことながら、完成検査時で現地が図面と合わなかった場合は「不合格」となる。

④ 出来ばえ

出来ばえは目視により、クラックの有無や構造物の通り等を観察するとともに全体の美観を評価しており、クラック等は事前に確認し必要に応じて補修等を行っておく必要がある。

(4) 検査での着目点

工種、工事内容、検査時期等や検査員により検査での着目点等は異なるが、一般的な検査での着目点は下記のとおりである。

① 契約の履行に当たって責任ある対応がなされているか

・施工前及び施工途中において、工事請負契約書に基づいた設計図書の照査を行い、発注者に報告または協議しているか。（契約約款では「問題があった場合に監督職員に通知」とあるが、県検査課では当初段階で問題がない場合も実施した旨を報告するよう受注者に指導している）

・施工方法等に関し現場条件等から当初計画と異なることとなった場合、監督員と協議し、施工前に変更施工計画書として提出されているか。

② 工程管理は適切に行われているか

工程管理の確認は、単に工事目的物が工期内に完成しているか否かの他に、工程の進捗が工事目的物の品質に密接に関係していることから重要な確認ポイントとなっている。

・施工単位ごとの数量と所要日数を具体的に記載し、現場条件に即した割増（休日、作業不能日数等）を考慮しているか。

・工程に遅れが生じた場合、対応策を検討し工程の見直しを適切に行っているか。

・工事途中で施工方法、施工内容、施工数量等に変更があった場合、工程の見直しを行うとともに現場の状況に即した適切な進捗状況が報告されているか。

③ 工事の施工は適切に実施されているか

完成した工事目的物の品質の見極めは、材料の品質及び各種の施工試験データの確認の他に、工事目的物が完成に至るまでの過程が重要な確認ポイントとなっている。

- ・ 共通仕様書、指針等を厳守し、当該現場条件を反映した具体的な施工手順、方法で施工計画書が作成され、施工計画書のとおり施工されているか。
- ・ 施工計画書に記載された「指定機械・主要機械」が現場に搬入され、施工しているか。(施工計画書に未記載の機械を使用していないか、目的外使用をしていないか。)
- ・ 不可視部分の重要なものは監督職員の段階確認等に委ねるが、工事写真、施工記録等で適正に実施されていることが確認できるか。(土の転圧状況やコンクリートの打込み、養生状況等)
- ・ 建設副産物の処理、安全管理等も適切に実施されているか。

④ 出来形管理は適切に行われているか

- ・ 共通仕様書等に基づき当該工事に即した出来形管理計画で施工計画書が作成され、施工計画書のとおり管理されているか。計測した測定値が規格値内か(社内規格値を設定した場合は社内規格値内か)、数値のバラツキ状態はどうか。
- ・ 規格値が上限または下限値のみの場合でも、ばらつきの上下限値を設定し管理しているか。
- ・ 出来形測定は適切な測量器具を用いて測定し、出来形管理表の数値と検測写真とが照合できるか。
- ・ 施工上、設計寸法どおりに施工することが不都合な場合等、事前に監督員と協議し承諾を得た「施工管理値」等で出来高管理しているか。

⑤ 品質管理は適正に行われているか

- ・ 施工計画書に記載された主要資材(規格)の承諾書が提出され、使用した資材の品質を証明する資料(材料承諾時に添付している資料とは別)が整理されているか。
- ・ 共通仕様書等に基づき当該工事に即した品質管理計画で施工計画書が作成され、施工計画書のとおり管理されているか。計測した試験値が規格値内か(社内規格値を設定した場合は社内規格値内か)、数値のバラツキ状態はどうか。
- ・ 生コン等では材料自体よりも施工後の品質を確保(ひび割れ防止)するため(ひび割れ等防止)施工方法(打設方法)や施工後の管理(養生方法、脱型時期)を適切に実施されたか。または、品質向上のための独自の工夫等を施工計画書に記載し実施されたか。
- ・ 設備工事等では、製作又は施工する前に十分な技術的検討、事前調査が行われ、その結果を製作仕様、施工方法に反映しているか。また、工場試験結果、メーカーの試験成績書、設置後の現地試験結果や動作状況から求める機能、仕様を満足しているか。

⑥ 安全管理が適切か

- ・ 労働基準法、労働安全衛生法、共通仕様書等を遵守し、工事現場の安全対策が適切に行われているか。

⑦ 適切に書類が提出されているか

- ・ 契約図書等に基づき必要な書類が過不足無く適切な時期に提出されているか。(特に施工等に関する変更施工計画書は施工前に提出されているか。)

その他、検査での着目点については「専門検査員の検査での主な指導事項」を参照されたい。

(5) 検査結果の判定

検査結果に基づき「指定部分の完成検査」と「完成検査」では「合格・不合格」の判定を行うこととなるが、工期内に工事が完了し、工事目的物が設計図書に適合していることが確認できれば「合格」となる。

一方、工事目的物が設計図書に不適合と判定した場合は「不合格」となるが、検査員から設計図書に適合するよう「改修（修補）」の指示を行い、改修完了後に再検査を実施することとなる。

なお、「改修の指示」については、指定部分の完成検査や完成検査時だけでなく、中間検査や出来高検査時等でも検査結果によっては改修等の指示を行うこともある。

5 工事成績評定について

(1) 工事成績調書の作成

県では、受注者の適正な選定及び指導育成を図り、工事の質的向上に資することを目的に、請負代金額5百万円以上の工事で実施しており、完成検査後、「工事成績考査結果通知書」により受注者に通知している。

県工事検査規程

(検査復命及び結果の措置)

第12条

5 検査員は、完成検査、指定部分に係る完成検査、出来高検査又は中間検査を行ったときは、工事成績調書(様式第5号)を作成するものとする。

県工事成績調書作成要領

(考査の対象とする工事)

第2 考査は、県が発注する請負工事(以下「工事」という。)で、1件の請負代金額が500万円以上のものについて行う。

(考査の対象とする検査の種類)

第3 考査の対象とする検査は、次のとおりとする。

(1) 中間検査(隔地において製造している構造物等の検査を含む。)

(2) 既済部分検査

イ 指定部分に係る完成検査

ロ 出来高検査(建築工事、建築設備工事及び建築工事に付帯する外構工事、植栽工事に限る。)

(3) 完成検査(指定部分に係る完成検査を除く。)

(考査者及び考査時期)

第4 監督員及び主任監督員は、工事が完成したときに合議により考査を行う。

2 総括監督員は、工事が完成したときに考査を行う。ただし、所見は監督員及び主任監督員との合議による。

3 検査員は、完成検査及び第5の規定により考査を行うこととした中間検査・既済部分検査(以下「中間検査等」という。)を実施したときに考査を行う。

(考査ができる中間検査等)

第5 中間検査等の考査は、完成工種の有無や工事進捗よく率を考慮して必要な時期に実施できる。

2 考査が可能な中間検査等の考査を行うか否かは、検査員が決定する。ただし、考査しないと決定したときは、その理由を検査復命書の末尾に明記しなければならない

なお、令和4年度に工事成績調書が改訂され、令和4年4月1日以降に検査を実施する場合は「Ver.01.2022.02」を使用して頂きたい。

また、工事成績調書考査データについては優良工事表彰業者選定や検査状況集計等に活用しており、集計作業がし易いよう文字数字等の全角・半角、区切りの仕方等、記入にあつたてのルール化を設定しており、「[参考]工事成績調書の基本情報記入上の注意事項」のとおり監督職員に指導しているため、地方検査員検査での考査の際もその点を留意し監督職員への指導をお願いしたい。

(2) 検査員の考査の方法

検査員の考査では、**工事費の構成率が70%以上を占める工種（主たる工種）を上位三工種まで選定して、その工種のみで考査することが基本となっている。**ただし、検査員が重要と認めるものは、主たる工種以外の工種でも考査対象とすることができることとなっている。

工事成績調書作成に当たっては、評価の客観性と公平性を図るため、考査項目別採点運用表の表記だけでは説明しきれない「何を確認するのか」「どのような場合、評価『1』なのか、『0』なのか」など、より分かり易く具体的に示した「工事成績調書考査項目確認の手引き（検査員版）」を作成しており、考査の際は、この手引きを参照していただきたい。

なお、検査課では監督職員版の「工事成績調書考査項目確認の手引き」も作成しており、監督職員への講習会等で周知しているが、地方検査員からも監督職員からの工事成績調書提出の際等、考査内容を確認し監督職員へ指導願いたい。

考査にあたっての留意事項

- ① 原則、すべての考査項目について『1』か『0』で評価する。
どうしてもできない場合のみ、特例的に『0.5』で評価する。
- ② 出来形や品質のばらつき等の考査では、構成率の大小に関係なく、**評価が低い方の状況で全体を考査する。**
(例) コンクリート工の構成率が60%、土工の構成率が20%の工事で、コンクリートの出来形が「ばらつきが規格値の50%以内」であるが、土工の出来形が「ばらつきが80%を超える」となった場合、当該工事の出来形評価は、「ばらつきが80%を超える」となる。
- ③ 中間検査時に工事成績調書作成を行わず、完成検査で工事成績調書を作成する際は、**中間検査時に口頭で指摘指導した事項が完成までに是正されていれば『0.5』で評価**することとなっている。
- ④ 「土木工事」と「建築（設備）工事」を1つの工事として発注し、主たる工事の判別が困難な工事の場合等では「土木」と「建築（設備）」の両方で考査し、低いほうの工種で評価する。

また、「土木工事」では検査員が考査する「別紙-3③品質」及び「別紙-3④出来ばえ」の定型工種（土木の場合：品質①～⑮・出来ばえ①～⑱）だけでは実際の工事内容にそぐわない場合等もあるため、その場合、品質⑯、出来ばえ⑲に「その他」として評価工種を追加することが出来る。

なお、専門検査員が過去に作成した追加工種を「工事成績調書工種別考査項目作成例」としてまとめているので、こちらを参照して、工種名の変更、考査項目の修正・削除する等当該工事に合わせた考査を実施していただきたい。

県工事成績調書作成要領

(考査の方法)

第6

3 前項の採点運用表による考査の際、次の各号に掲げる判定等については、当該各号の定めるところにより適切に設定する。

(1) 土木工事関連で、出来形及び品質のばらつきの判定は、別図及び別表3による。

(2) 土木工事関連で、1件の工事が多工種複合工事である場合の検査員の工種選定は、次のアからエによる。

ア 主たる工種（工事費の構成率で70%以上を占める工種）のみで考査する。
ただし、主たる工種以外の工種でも検査員が必要と認めるものは、主たる工種に加えて下記イを準用することができる。

イ 主たる工種がない工事では、各工種の工事費の構成率と当該工種の工事進捗率（過去に考査対象とした部分の工事進捗率を控除したもの）との積の値が、上位三工種以内であるものを適切に選定して考査する。ただし、これらに該当しない工種でも検査員が重要と認めるものは、当該上位工種の最下位の工種に替えて考査対象とすることができる。

ウ 2回目以降の考査では、それぞれの考査時点ごとに、ア及びイの規程を適用する。この場合、過去に考査対象とした部分は、原則として、含めることはできない。

エ 多工種の考査で、工種ごとに評価が分かれたときは、低い方の評価で考査する。

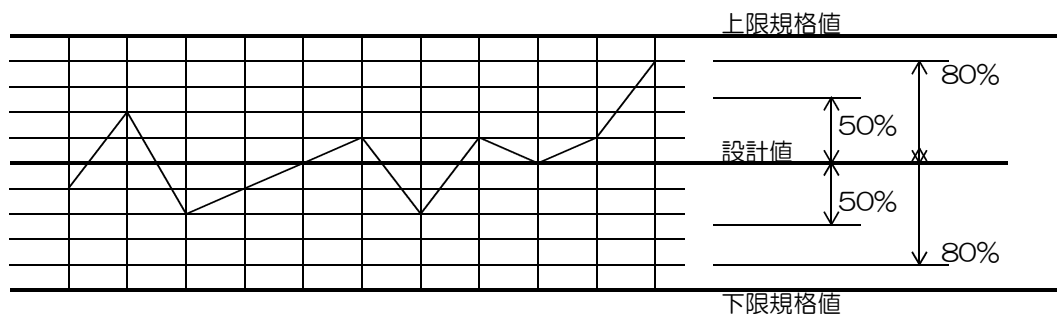
(3) 1件の工事が、土木工事と建築工事（建築設備工事を含む。）の合併工事の場合で、監督職員及び前号の規定を適用することができない検査員は、両工事を共に考査し、低いほうの評価で考査する。

(4) 「工事特性」、「創意工夫」及び「社会性等」の考査項目の加点は、その実施状況に関する書類等を根拠として考査する。

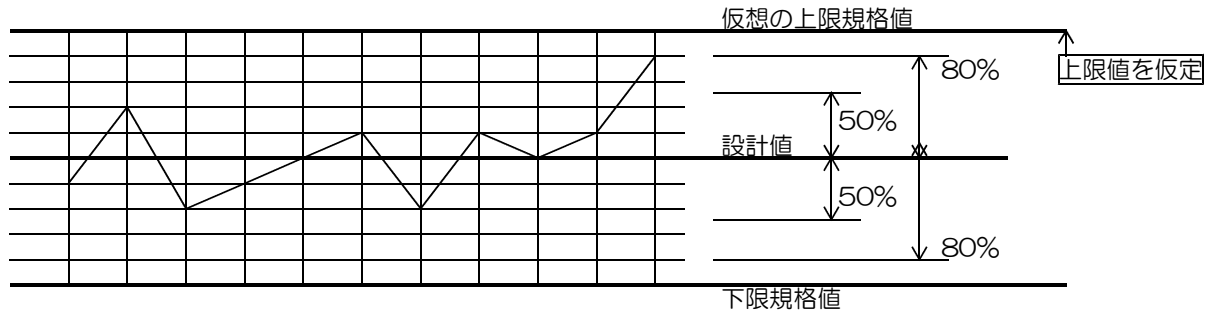
(別 図) 出来形及び品質のばらつきの判定方法

[管理図の場合]

(上・下限値が有る場合)

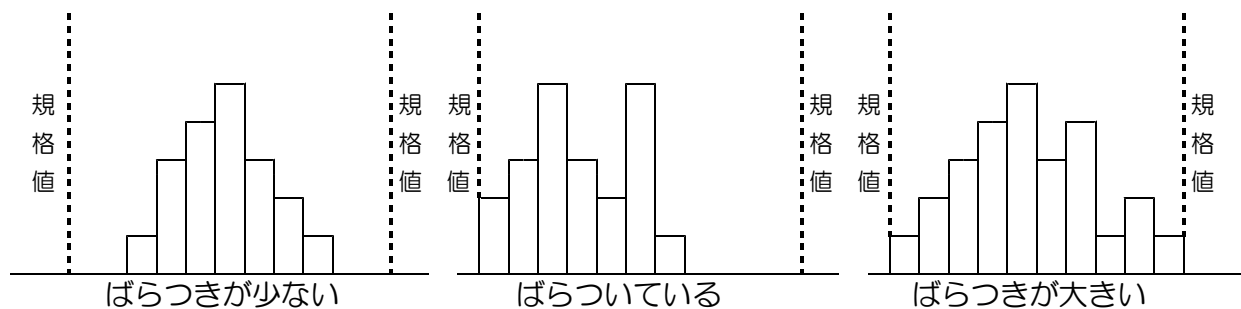


(下限値のみが有る場合)



※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

[度数表又はヒストグラムの場合]



工事成績調書作成のQ & A (第4版)

No.119

Q 検査員は、考査をしなかった中間検査で指摘又は改善指示した事項のうち、次に考査する検査までには是正されたものについては、その考査で、どのように評価すべきか。

A 「是正指示なしでの良い状況」と「是正指示後の良い状況」とを差別化するため、「0.5」で評価を行うこと。(作成要領6-6)

No.305

Q 監督職員と検査員とが、同一の評価対象項目で全く異なる評価結果となっても、やむを得ないか。

A 検査員は、所要の考査内容の入力直後に、ソフト上で監督職員の評価内容を確認し、場合によっては監督職員に意見を聞いて、原因が評価対象工種の差異である場合も含め、対外的に説明できるようにしておくこと。ただし、検査員は、基本情報の誤記を除き、工事成績調書及びソフトで監督職員の考査部分の修正は求めることができない。

(3) 中間検査等で工事成績調書の考査をしない場合

工事成績調書の作成については、「県工事成績調書作成要領」で定められており、検査員は完成検査以外に、中間検査や既済部分検査を実施したときも考査することとしているが、考査を行うか否かは、現場の進捗状況等から検査員が判断し決定できることとなっており、考査しないと決定したときは、その理由を検査復命書の末尾に明記する。

中間検査で工事成績調書の考査をしない場合の理由

工事進捗率が40%未満の場合

- ・進捗率が00%と低いことから考査は行わない。

工事進捗率が概ね90%以上の場合

- ・進捗率が00%に達しているため、完成検査時に考査を行うものとする。

工事進捗率が40%から90%未満の場合

- ・進捗率が00%であるが完成工種がないことから考査は行わない。

指定部分完成検査で工事成績調書の考査をしない場合の理由（例）

- ・進捗率が00%と低く、また今回の指定部分の比率も00%と低いことから考査は行わない。
- ・進捗率が00%であるが、今回の指定部分の比率は00%と低いことから考査は行わない。
- ・進捗率は00%であり、今回の指定部分の比率も00%であるが、完成工種がないことから考査は行わない。

(4) 工事成績調書の検査員所見の記載

検査員の所見については、施工管理、出来ばえの各項目の評価結果（a・b・c・d・e）に基づき所見を所見を記載する。また、出来形、品質の各項目の評価結果（a・a'・b・b'・c・d・e）に基づき所見を記載する。

「a」の場合・・・「良好」

「a'」の場合・・・「概ね良好」

「b」の場合・・・「概ね良好」

「b'」の場合・・・「概ね良好」

「c」の場合・・・「普通」

「d」の場合・・・「やや不良」

「e」の場合・・・「不良」

検査員所見記載例

施工管理	出来形	品質	出来ばえ	所見記載例
c	c	c	c	施工管理、出来形、品質、出来ばえとも普通に完成した。
c	b	b'	b	施工管理は普通で、出来形、品質及び出来ばえは概ね良好に完成した。
出来形、品質、出来ばえが評価出来ない場合				施工管理は概ね良好に完成した。
b	c	c	c	出来形、品質及び出来ばえは工事内容上評価が出来なかった事から普通に該当。

上記所見記載例はあくまで「検査員所見」であり、監督職員の所見についての例文は定めていないが、「d、e評価した場合及び法令遵守等で減点した場合は必ず当該事項についてコメントすること」としているため、合わせて確認願います。

また、完成検査時の所見欄には、中間検査や指定部分完成検査等を実施し検査時に調査しなかった工事については、完成検査時の考査所見欄に「検査種別」と「検査年月日」等を記載することとしている。

検査員所見欄記載例

完成 (中間1 R3.6.19実施) (指定1 H4.3.10実施) (以下所見を記載例を参考に記載する) 施工管理は普通で、出来形、品質及び出来ばえは概ね良好に完成した。
--

(5) 工事成績調書（データ）の保存等

工事成績調書については、監督職員及び検査員が押印したものとともデータも電磁的記録として「行政文書」であることから適切に管理するものである。

【注意事項】

評価結果で総合点が85点以上、65点未満の工事については、検査課に毎月報告していただいている「地方検査員検査実績調」あるいは「特命検査検査実績調」の報告時に工事成績調書の写しも添付することとなっているので、忘れずに報告のこと。

また、65点未満の工事については要綱要領としての規定はないが、今後の検査時の参考とするため検査時の内容、現場の状況等を報告していただくこともあるので、協力願います。

【参考】工事成績調書の基本情報記入上の注意事項

工事成績調書については「みやぎ行政イントラネット」の「検査課 県工事検査関連規程等」に県工事成績調書（Ver01.2022.3）のエクセルファイルを貼り付けているので、ダウンロードして作成のこと。

また、工事成績調書考査データについては優良工事表彰業者選定や検査状況集計等に活用しており、集計作業がし易いよう文字数字等の全角・半角，区切りの仕方等，記入にあつたてのルール化を設定しているので，下記の注意事項を遵守して作成のこと。

一般的注意事項は次のとおり。

- ①工事番号，建設業者許可番号欄は数字も含めて全て全角で記入
- ②工事名，工事場所，受注者名，現場代理人等，工期欄は契約書の記載のとおり記入（特に名前は注意：例「斎藤」，「齋藤」，「斉藤」・「高橋」，「高橋」等）
- ③工事場所，受注者氏名欄は改行せず続けて記入
- ④検査員欄は「検査年月日・氏名」とも監督員は記入しないこと

個々の欄の記入上の注意事項

記入欄等	注 意 事 項
① バージョン	令和4年4月1日以降の検査案件は「Ver.01.2022.02」 令和4年7月1日以降の検査案件は「Ver.01.2022.03」
② 検査整理番号 （※地方検査員検査では記入不要）	検査課で年度毎に整理番号を割振るので，中間時は検査員が入力します 完成検査請求で同一年度で中間検査を実施した場合は中間検査時に検査整理番号が付されているので確認の上記載のこと（地方検査員検査では記入不要）
③ 工事番号	③以降については、工事成績調書のファイルの工事検査入力のシートに入力 契約書の記載のとおり記入のこと この欄は記号・数字ともすべて全角で入力
④ 建設業者許可番号	「大臣知事（特般－）第号」と表示されているが，受注者の許可状況に合わせ「大臣」又は「知事」，「特」（特定）又は「般」（一般）を選ぶとともに「－」の後に「許可年度」を記載し許可番号を記入。入力は数字ともすべて全角 ※記載に当たって許可年度は5年度毎との更新となっているので確認のこと 令和元年5月以降に更新した場合の許可年度は「1年度」となりますが，工事成績調書では頭に「0」を付して下さい（例「（特－01）」） 例 「大臣（特－28）第111号」「知事（般－01）第222号」
⑤ 工事名	契約書の記載のとおり記載すること この欄は記号・数字ともすべて全角で入力
⑥ 工事場所	契約書の記載のとおり記載すること 路線（河川）名等が契約書に記載されている場合は，路線（河川）名等を先に記入し，改行，スペースをとらず続けて住所等を記載のこと 例 「一級河川〇〇水系〇〇川外〇〇市〇〇地内外」
⑦ 受注者氏名又は名称	契約書の記載のとおり会社名と代表者役職・氏名をスペースをとらずに記載のこと JVの場合もJV名を記入し，改行等はせずに続けて代表者〇〇会社代表取締役〇〇と記載 「所在地」も忘れずに記入のこと 例 「〇〇・〇〇復旧・復興建設工事共同企業体代表者株式会社〇〇〇〇

		代表取締役〇〇〇〇」
⑧	工 種	プルダウンメニュー▼で選択する 例 土木工事で補助事業、総合評価での発注は「土木【補助】【総合】」 上記で低入札の場合は「土木【補助】【低入札】【総合】」
⑨	契約金額（最終）	検査時点の契約金額を半角数字で記載のこと
⑩	課名又は公所名	本課執行であっても工事監督執行先の事務所名を記載のこと
⑪	配置技術者	工事請負契約書に基づき提出されている技術者名を記載のこと 複数配置している場合は「・」（なかつん）で区分すること また、総合評価落札方式での「専任補助者制度」を適用した工事では、複数配置と同様に専任補助者も改行せず記載するとともに補助専任者の氏名の前に「(補)」と記載のこと 例 監理技術者「〇〇〇〇・(補) □□□□」
⑫	工 期	契約書の記載のとおり「着工」「完成予定」の年月日を記載のこと （なお、西暦で入力（入力例2020/3/20 等）すると自動で和暦表示されます） 完成検査請求時では「完成月日」は完成届に記載された完成年月日を「完成月日」欄に記載のこと
⑬	所 見	総合評価の加点・減点及び「d」「e」評価した場合は、必ずその状況及び内容を記載のこと
⑭	（フッター表示）	ファイル名がフッター表示されます ファイル名は工事番号とし、年号は「H」「R」で記載し、数字と英字は半角 なお、工事番号が「令和元年度」の場合は「R1年度」とすること 例 「H27年度311地震災1234-A01号」
⑮	（基本情報入力メッセージ表示）	未入力があった場合等、メッセージが表示されるので、表示されていないことを確認のこと 表示された場合は、未入力箇所の有無等、入力内容を確認し修正のこと

「専任補助者」・・・若手技術者（35歳未満）又は女性技術者を監理技術者又は主任技術者として配置した場合に、若手技術者又は女性技術者の育成のために専任で補助する技術者

⑮ 保存場所及びファイル名: #####

報務様式第5号

① 工 事 成 績 調 書 (中間・既済・完成)

Ver. 01.2022.01

⑯ 基本情報入力未完了

⑪ 仙台北土木事務所

工事番号 ③ 令和元年度社道防安18-4-A02号

工事名 ⑤ ○○道路改良工事

工種 ⑨ 【補助】【一般競争・総合(標準型・施工計画)】

現場代理人 ○○○○

主任技術者 ⑫

監督技術者 ○○○○

専任補助者

検査整理番号

建設業許可番号

工事場所 ⑥ 〇〇線 〇〇市〇〇地内

契約金額(最終) ⑩

円

② 知事(特-03)第1234号

④ 受注者名称 ⑦ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者 職・氏名 ⑧ 代表取締役 ○○○

市町村名 〇〇市

着工 ⑬

完成予定

完成

考 査 項 目	監督員・主任監督員					総括監督員					検査員 (完成)					検査員 (中間)				
	氏名(主任監督員)	氏名(監督員)	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	
○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	
検査年月日	年 月 日					年 月 日					年 月 日									

項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般	3	1.5	0	-5	-10																			
	II 配置技術者	3	1.5	0	-5	-10																			
2 施工状況	I 工程管理	3	1.5	0	-5	-10						5		2.5		0	-7.5	-15	5		2.5		0	-7.5	-15
	II 工程管理	2	1	0	-5	-10	6	3	0	-4.5	-9														
	III 安全対策	2	1	0	-5	-10	9	4.5	0	-4.5	-9														
	IV 対外関係	2	1	0	-2.5	-5																			
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	3	1.5	0	-2.5	-5						10	7.5	5	2.5	0	-10	-20	10	7.5	5	2.5	0	-10	-20
	II 品質	4	2	0	-2.5	-5						15	12	7.5	4	0	-12.5	-25	15	12	7.5	4	0	-12.5	-25
	III 出来ばえ											5		2.5		0	-5		5		2.5		0	-5	
4 工事特性	I 施工条件等への対応	※2	≤8				≤10																		
5 創意工夫	I 創意工夫	※2	≤5				≤10																		
6 社会性等	I 地域への貢献等	※3					≤10																		
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)																									
評定点 (6.5±加減点合計) ※1		①					②					③							④						
評 定 点 計																									
7 法令遵守等 ※6																									
総 合 点 ※7																									
所 見 ※4		⑭																							

※1 1～3の評定(6.5点±加減点合計)+4、5、6の評定(加点合計)-7の法令遵守等(減点)=総合点 (各評定点は【 】又は○開いとす。) 各評定点(①)～④)は少数第1位まで記入する。

※2 工事特性及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等々を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法として、加点評価のみとする。

※3 総合評価落札方式(高度型及び標準型)の価格以外の評価項目について、高度技術において契約時の評価結果で加点評価されたものうち、評価する項目に該当する場合に加点する。

※4 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。総合評価落札方式(高度型及び標準型)の価格以外の評価項目について、契約時の評価結果で加点評価されたものうち評価する項目に該当する場合に加点する。

※5 所見は必ず記載する。特にd、e評価した場合、法令遵守で減点した場合及び総合評価落札方式に係る工事で減点をした場合はその旨を記載する。(監督職員は合議のうえ記載のこととする。)

※6 各考査項目ごとの採点は、監督員・主任監督員は別紙-1(①)～別紙-1(⑦)、総括監督員は別紙-2(①)～別紙-2(④)、検査員は別紙-3(①)～別紙-3(⑤)によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員・主任監督員、総括監督員が記入(入力)する。

※7 法令遵守等の評価は、減点のみとし、総括監督員が行う。総合評価落札方式(高度型、標準型、簡易型)の価格以外の評価項目について受注者の責めにより履行されなかった場合は、工事完成時の履行確認の結果に基づき減点する。

※8 総合点は、四捨五入により整数とする。

※9 既に行われた中間検査の評定内容に誤りがないことについて、今回の検査員が確認、押印することで、当該中間検査の検査員欄の押印は要しない。

修正年月日 令和 年 月 日

修正者職氏名 印

【参考】品質評価の「ばらつき」等の考査の注意事項について

土木工事の「品質」の考査では、検査員は主たる工種を選定し、工種別の評価も入力する必要がある。

工種別評価の入力に当たっては各工種別評価の最後に「品質に関する規格値や試験基準の有無」について入力する欄があるが、その取り扱いについては、下記例を参考に「0」「1」又は「対象外」を選び入力されるよう注意されたい。

別紙-3③

工事成績調書の考査項目別採点運用表

土木工事		チェック欄																													
3 出来形及び出来ばえ	II 品質																														
	<p>●「共通評価項目」</p> <p>※</p> <p>品質関係の試験結果のばらつきと工種別評価対象項目の履行状況（適合率）から判断する。【判断基準参照】</p> <p>【試験とは関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験のこと】</p> <p>【ばらつき範囲】</p> <p><input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の50%以内であった。</p> <p><input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の50%を超え80%以内であった。</p> <p><input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の80%を超えていた。</p> <p><input type="checkbox"/> ばらつきが判断不可能であった。〔規格値、試験基準はあるが打点数が少なくばらつきの判断ができない場合や規格値、試験基準がなく工種別評価項目だけで評価する場合〕</p> <p>【判断基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">ばらつきで判定</th> <th colspan="3">ばらつきで判定</th> <th rowspan="2">ばらつきで判定不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以内</th> <th>80%以内</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">適合率</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上80%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>※評価対象外の項目は「対象外」とする。</p> <p>※対象外項目がある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>※適合率(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>※工種別評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <p>※工種別評価対象項目が0/1評価できない場合は中間評価「0.5」入力可とする。</p>		ばらつきで判定	ばらつきで判定			ばらつきで判定不可能	50%以内	80%以内	80%を超える	適合率	90%以上	a	a'	b	b	80%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上80%未満	b	b'	c	c	60%未満	c	c	c	c
	ばらつきで判定			ばらつきで判定				ばらつきで判定不可能																							
		50%以内	80%以内	80%を超える																											
適合率	90%以上	a	a'	b	b																										
	80%以上90%未満	a'	b	b'	b'																										
	60%以上80%未満	b	b'	c	c																										
	60%未満	c	c	c	c																										
	●「工種別評価項目」																														
	①「コンクリート構造物」	※	<p><input type="checkbox"/> 設計図書に基づくコンクリートの……</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>																												
	②「土工事（切土、盛土、堤防等工事）」		<p><input type="checkbox"/> 雨水による崩壊が起こらないように……</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>																												

(例1) 多工種複合工事で「土工」のみで工事費の構成比率が70%以上となる場合
→「土工」だけで「ばらつきの判断」を行う

①試験値が10個以上あり、ばらつきの判断が可能な場合

→「ばらつき範囲」の50%以内、50%を超え80%以内、80%を超えていたのいずれかに「1」を入力

②試験値が少なくばらつきの判断ができない場合

→「ばらつき範囲」のばらつきが判定不可能であったに「1」を入力
(※本来、工種別評価項目のみで評価するものであるが、「みなし評価」として共通評価項目では「ばらつき判定が不可能であった」として入力)

(例2) 多工種複合工事で、あわせて工事費の構成比率が70%以上となる三工種（「土工」「コンクリート」「舗装」）すべてに規格値、試験値がある場合

①一工種(土工)のみが試験値10点以上で「ばらつきの判断」が可能な場合

→ばらつきの判断ができる「土工」の判断を基に「ばらつき範囲」の50%以内、50%を超え80%以内、80%を超えていたのいずれかに「1」を入力

→「土工」「コンクリート」「舗装」それぞれの「工種別評価項目」での評価を行う

②二工種(土工・舗装)が試験値10点以上で「ばらつきの判断」が可能な場合

→「土工」と「舗装」のばらつき判断を基に「ばらつき範囲」の50%以内、50%を超え80%以内、80%を超えていたのいずれかに「1」を入力

(工事費に対する構成率の大小は関係せず、評価の低い方で評価する)

→「土工」「舗装」それぞれの「工種別評価項目」での評価を行う

③三工種とも試験値が少なく「ばらつきの判断」ができない場合

→「ばらつき範囲」のばらつきが判定不可能であったに「1」を入力(みなし評価)

→「土工」「コンクリート」「舗装」それぞれの「工種別評価項目」での評価を行う

(例3) 多工種複合工事で、三工種（「土工」「コンクリート」「植栽」）のうち、一工種（植栽）に規格値、試験値がない場合

→「共通評価項目」の入力は(例2)と同じ

→「工種別評価項目」も(例2)と同じ

【参考】工事成績評価における品質のばらつき判定の取扱い（令和2年4月1日適用）

令和2年3月10日付け出検号外で、工事成績評価における監督員及び検査員の品質のばらつきの判定方法を通知しています。

(1)ばらつき判定の条件設定

項目	基本設定
基本式	D （分布範囲）/ R （規格範囲）（単位：％） R （規格範囲）：品質管理基準の規格幅（規格値が下限値のみの場合、仮定上限値を設定） D （分布範囲）：試験結果の分布幅（最大値－最小値）
汎用工種の仮定上限値設定	【密度】の場合盛土・粒状路盤・As舗装 $R=100\%$ （仮定上限値）－現場密度規格値（単位：％）
	【強度】の場合コンクリート・モルタル等 $R=(\text{呼び強度} \times 1.5)$ （仮定上限値）－呼び強度（単位：N/mm ² ）
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書等の品質管理基準のうち、性能評価の指標として現場施工に係る項目に限定し、材料や温度・溶接等に係る管理基準は除外 ・複数工区にわたる工事等、同一の規格使用・設計条件の場合には一括して判定 ・コンクリート、As舗装等、複数プラント調達の場合、調達先別の判定は不要 ・コンクリート圧縮強度等は現場養生で判定（標準養生の判定は不要） ・複数土質の場合には、土質区分別に判定 ・粘性土の飽和度・空気間隙率等のように品質管理基準に規格値の上限値・下限値が定められている場合は、規定の範囲をR（規格範囲）と設定

(2)試験数及び監督員・検査員別の判定方法

試験数	監督員（主任監督員）	検査員
0	<ul style="list-style-type: none"> ・工事内容上「品質評価出来ない」と判定【c】 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事内容または工程上、品質評価が出来なかった場合は「品質評価出来ない」と判定【c】 ・但し、適合率算定が可能な場合「ばらつきが判断不可能であった」（試験基準無）とみなし、適合率で判定【b/b'/c】
1～2個	（ばらつき判断困難なため除外し、） <ul style="list-style-type: none"> ・規格値の80%越えとみなして「a及びbに該当しない」と判定【c】 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ばらつきが判断不可能であった」（打点数少）とみなし、適合率で判定【b/b'/c】
3～9個	<ul style="list-style-type: none"> ・D/Rを算定 →規格値の「50%以内」/「80%以内」/「80%越え」（→a及びbに該当しない）の何れかを判定【a】、【b】又は【c】 	<ul style="list-style-type: none"> ・D/Rを算定 →ばらつきを「50%以内」/「80%以内」/「80%越え」のいずれかの区分に判定 ・ばらつき区分と適合率により判定【a/a'/b/b'/c】
10個以上		
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：全ての工種 ・試験数3以上の品質管理項目が複数あれば、D/Rは最大値を採用（一番ばらつきの大きい項目） ・仮定上限値を超える試験結果を含む場合「規格値内(80%越え)」とみなして判定 ・複数土質での区分不明瞭・一部試験未実施等は「規格値内(80%越え)」と判定 ・規格値を満足しない場合は別途検討【d/e】 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：主要工種（最大3工種） ・試験数10以上の品質管理項目が複数あれば、D/Rは最大値を採用（一番ばらつきの大きい項目） ・仮定上限値を超える試験結果を含む場合、「ばらつきが80%を超える」とみなして判定 ・複数土質での区分不明瞭・一部試験未実施等は「ばらつきが80%を超える」と判定 ・規格値を満足しない場合別途検討【d/e】

6 合格・不合格・修補について

(1) 合格・不合格の判定基準

工事検査の合否は、工事全体が契約図書に示された内容を満足する形で完成しているかどうかで判断される。

「合格」とは、工事が工期内に完了し、完成検査によって工事目的物が設計図書に適合していることが確認できること。

「不合格」とは、完成検査によって工事目的物が設計図書に不適合と判定されることであり、この場合、検査員から設計図書に適合するよう修補（工事目的物の手直し）の指示がなされ、「完成」とは認められず、必要な修補の完了を待って、あらためて工事の完成を確認することとなる。

また、工期内に完成しない場合も「不合格」となる。

なお、「合格・不合格」の判定は、あくまで工期内に完成しているか、工事目的物が設計図書に適合しているかどうかであり、工事成績評定による「合格・不合格」の判定はなく、成績評定が低くとも「不合格」にはならない。

また、工事請負契約書では「修補」と表記されているが、県工事検査規定や県工事検査執行要領では契約書の「修補」を「改修等」と表現されている。

(2) 不合格とした場合の事務処理

「不合格」となるのは、工事が工期内に完成していないか、工事目的物が仕様を満足していない時であり、一般的には工事目的物が仕様を満足しない場合は「修補指示」を行い、修補が完了すれば再検査によりあらためて合否を判断し、仕様を満足した時点で「合格」の判定となる。

しかしながら、工期を過ぎてから工事を実施した場合、検査の結果、出来形、出来映えとも特に問題なく、工事そのものは合格に値するものであっても、工期外の完成が判明すれば、当然のごとく「不合格」と判定される。

しかし、出来形、出来映え等が工事目的物の仕様を満足していれば、目的物の引き渡しを拒む理由はなく、請負代金の支払いと引き替えに工事目的物を受け取るか否かは工事発注者側にあり、形式上「不合格なのに支払いをする」という不合理が持ち上がるが、工事目的物の引き渡しを受ける以上は工事請負代金を支払うのは明らかな道理である。

したがって、このような場合の検査復命書の書き方として、調書の備考欄に「工期内に完成できなかったため不合格、ただし工事そのものは合格」である旨の記載をするが、この記載は法的には検査員の判断（いわゆる裁量）ではなく、事実の確認である。

(3) 修補（改修）について

「修補」については、工事請負契約書で規定されており、県工事検査規程、県工事検査執行要領で改修等（修補）指示及び措置方法について規定されている。

なお、「改修等」については、その改修等の内容、規模で対応が異なる。

① 内容が軽微な場合

口頭による指示を行い、改修等完了確認は監督員が行い検査員に報告。

② 一般的な改修内容の場合

「工事改修等指示書」により指示し、「改修等完了届」の受理後、再検査を実施。

③ 改修等の規模が大きい場合又は改修に要する期間が長期となる場合

「県工事検査結果検討委員会」で改修内容等を検討し、その結果を「工事改修等指示書」で指示し、「改修等完了届」の受理後、再検査を実施。

工事請負契約書

（検査及び引渡し）

第34(32)条

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

※契約条項番号の（ ）は令和2年3月31日以前の契約の場合の旧契約書の番号

県工事検査規程

（検査復命及び結果の措置）

第12条 検査員は、検査の結果については速やかに、工事ごとに次に掲げる復命書を作成するものとする。

一 完成検査復命書（様式第1号）

二 指定部分に係る完成検査復命書（様式第1号の2）

三 出来高検査復命書（様式第2号）

四 中間検査復命書（様式第3号（甲））（隔地において製造している構造物等の検査の場合にあっては様式第3号（乙））

2 検査員は、検査の結果に基づき改修等の必要があると認める場合には、請負者に対して工事改修等指示書（様式第4号）により改修等の指示を行うものとする。ただし、改修等の内容が軽微なときは、口頭でこれを行うことができるものとする。

3 検査課長は、第1項の復命書の写し及び前項の工事改修等指示書を速やかに、主務課長又は所長に送付するものとする。

4 主務課長又は所長は、前項の工事改修等指示書の送付を受けたときは、当該工事改修等指示書に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

5 検査員は、完成検査、指定部分に係る完成検査、出来高検査又は中間検査を行ったときは、工事成績調書（様式第5号）を作成するものとする。

県工事検査執行要領

(改修等の措置)

第4条 検査員は、検査の結果改造又は修補（以下「改修等」という。）の必要があると認めるときは、工事改修等指示書（規程様式第4号）を作成して当該工事を所掌する主務課長又は所長に送付又は報告するものとする。ただし、改修等の規模又は期間等の重大性を考慮し、合議による判断が必要と考えられる場合は、工事改修等指示書の作成を保留し、直ちに検査復命書（規程様式第1号、規程様式第1号の2、規程様式第2号、規程様式第3号）により当該検査の主務課長又は所長に報告するものとする。

2 前項ただし書の規定による報告を受けた主務課長又は所長は、速やかに県工事検査結果検討委員会を開催し、改修の方法や期間等について検討を行うものとし、検査員はその結果に基づいて工事改修等指示書を作成して当該工事を所掌する主務課長又は所長に送付又は報告するものとする。

3 検査員は、前2項に規定する改修等の指示をした場合において、改修等完了届が提出された後、改修等の確認を行うものとする。

4 検査課長は、中間検査及び出来高検査において専門検査員が第1項及び第2項に規定する改修等の指示をした場合、改修等の確認を当該工事を所掌する主務課長又は所長に委任することができるものとする。この場合において当該主務課長又は所長は改修等の内容を確認し、改修等完了確認報告書により、検査課長に報告するものとする。

5 検査員は、軽微な改修等の指示を口頭で行った場合、改修等工事完了後、監督員より報告を受けるものとする。

(県工事検査結果検討委員会の設置)

第5条 検査の結果、合議による判断が必要と認められる場合において、改修の方法等について審議するため、前条第2項の規程による県工事検査結果検討委員会を置くものとする。

2 県工事検査結果検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

県工事検査結果検討委員会設置要綱

(設置等)

第2 要領第4条第2項に規定する改修の方法等について審議するため、県工事の検査を所掌する本庁各課（室）及び地方機関にそれぞれ次の掲げる検討委員会を設置する。

一 本庁

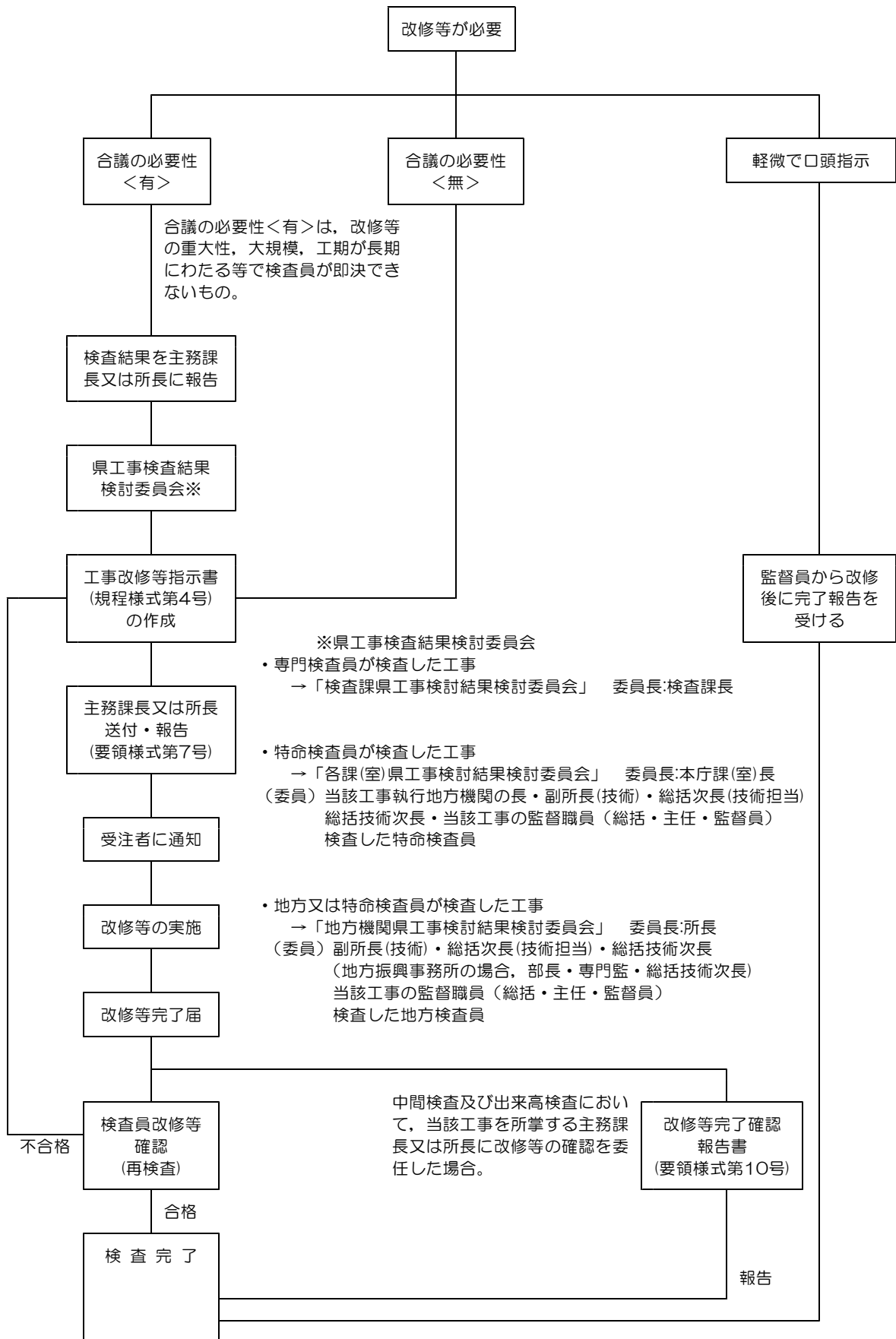
イ 検査課県工事検査結果検討委員会

ロ 各課（室）県工事検査結果検討委員会

二 地方機関

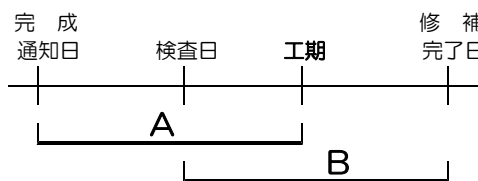
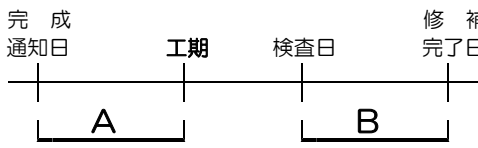
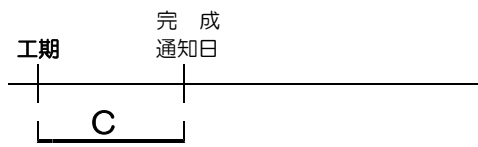
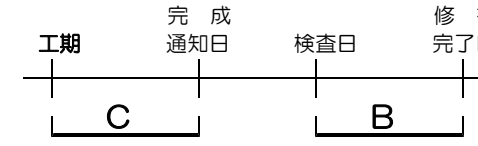
地方機関県工事検査結果検討委員会

改修等の手続き



(4) 履行遅滞について

工事請負契約書第59条（発注者の損害賠償請求等）における遅延日数（履行遅滞対象期間）の考え方は下表の通りとなっている。

ケース	工期内			工期外			考 え 方
	完 成	検 査	修 補	完 成	検 査	修 補	
a	○	○					a 合格
b	○	○	○				b 合格（修補完了後，完了確認検査で適合を確認）
c	○				○		c 合格
d	○	○				○	d  $A \geq B$ の場合，合格 $A < B$ の場合，不合格 履行遅滞（損害金請求）対象期間 = $B - A$
e	○				○	○	e  $A \geq B$ の場合，合格 $A < B$ の場合，不合格 履行遅滞（損害金請求）対象期間 = $B - A$ A：完成通知日から工期までの期間 B：完成検査日から修補完了までの期間
f				○	○		f  不合格 履行遅滞対象期間 = C
g				○	○	○	g  不合格 履行遅滞（損害金請求）対象期間 = $C + B$

完成検査までの期間は工期に含めず，修補の期間は修補指示のあった日から起算して修補完了までの期間であり，受注者が工事の完成を通知した日から契約工期までの期間が，この修補期間より大であれば合格（再検査で適合を確認）となる。

7 検査員として

(1) 検査員の心得

公共工事の検査業務に携わる職員には、幅広い技術の知識と豊富な技術経験や的確な判断力並びに高い倫理観等が求められている。

また、検査実施後の工事成績評定点は、総合評価での加点など活用の場が拡大しており、工事成績評定考査にあたっては、これまで以上に公平性、客観性、説明性のある評定を行うことが重要となっている。

検査員の心得・留意事項

第1 実施及び資料に基づき事実を正しく判断して厳正に行う

疑義が生じた場合は、受注者に的確に質問し納得できる事実を確認した上で厳正に対処する。あら探しの検査に陥ることがないように注意が大切である。

第2 客観的かつ公正な態度と判断で行う

検査は、工事目的物が設計図書に適合しているか否かを確認するもので、自らの知識や経験から受注者の対応に感情的になったりすることがないように、常に公正な態度に心がける必要がある。

第3 受注者との信頼関係を保持し、誠意を持って行う

受注者に対する疑念という先入観を持たずに行うことが大切である。ただし、盲目的な信頼は禁物であり、自らの知識・経験に照らして資するべきは資するという態度が必要である。

第4 受注者とは対等であるとの認識を持って接する

受注者に対して優位であるかのような態度は厳に慎むべきであり、立場の違いはあっても、上下の関係はないことを認識する必要がある。

第5 工事の目的・内容を把握し主眼点をおき、資料や現場をよく観察する

検査は全数検査ではなく抜き取り方式を基本としており、検査の着眼点をいち早く見抜き、資料や現場での観察を十分行って判断することが大切である。効率的で的確な検査を行うためには、日頃から技術や知識の研鑽や事前の準備も必要である。

第6 質問、指摘、指示等は明確に行う

質問、指摘、指示などはわかりやすい言葉で相手にはっきりと内容が伝わるように行う必要があり、相手が即答できない場合は、調べる時間を与えるなど納得のいく検査を心がける必要がある。

第7 検査職員としての誇りと信念を持って行う

公共工事の真の発注者である県民の代行者として、工事目的物を引き取るための検査を行っているという自覚を常に有していなければならない。

以上の心得を念頭におき、検査の開始を明確に宣言した上で的確な検査を実施し、検査終了時には受注者に対して検査結果についての講評を行う。(問題がある場合は合否の判定は上司等と相談)

県工事検査規程

(検査員の権限)

第8条 検査員は、必要と認めるときは、受注者に対し、構造物の工事の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出又は事実の説明を求めることができる。

(検査員の心得)

第13条 検査員は、検査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 常に公平かつ温和な態度であること。
- 二 正確な資料又は事実に基づいて厳正に考察すること。
- 三 業務の遂行に支障を与えないように配慮すること。
- 四 不正又は不当の行為を発見した場合はその原因について十分な考察を行うこと。

(緊急措置)

第14条 検査員は、検査に当たり事態が重大で、かつ、処理に急を要すると認める事項があるときは、直ちに上司に報告し、その指示を受けて、必要な処置を講ずるものとする。ただし、急迫の事情がある場合でそのいとまのないときは、必要な措置を講じその旨を上司に報告するものとする。

県工事検査執行要領

(検査員の任務)

第2条 検査員は、検査を行うに当たっては、規程第13条を遵守し、自己の判断と責任において、合格、不合格及び出来高の決定をするものとする。

2 検査員は、検査を行うに当たって必要があるときは、工事を担当する監督職員に対し、あらかじめ当該工事に関して説明を求めることができるものとする。

【資料】工事成績調書考査項目確認の手引き（検査員版）

1 検査員 施工管理

工事成績調書項目別採点運用表（評価項目）／考査内容及び確認項目	
	<input type="checkbox"/> 設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。 <input type="checkbox"/> 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員が文書により履行の指示を行った。 上記1項目に該当事項すれば・・・d（施工管理がやや不備である） 上記2項目に該当事項すれば・・・e（施工管理が不備である）
	① <input type="checkbox"/> 契約書19条（令和2年3月31日以前の契約の場合は18条）第1項第1号から5号までに基づく設計図書の照査を行い、施工がなされていた。
考査項目	＊設計図書の照査が行われており、照査の結果問題がないことを監督職員に報告した場合、又は問題点を監督職員と協議し解決して完成させた場合は（1）とする。 ＊照査を行わなかった、または問題があるのに監督職員と協議を行わなかった場合は（0）とする。
確認項目	中間検査時にも評価すること。 照査の結果を報告されたか又は協議等が書面により確認できたか。 契約書19条（令和2年3月31日以前の契約の場合は18条）第1項1号から5号 ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。） ② 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。 ③ 設計図書の表示が明確でないこと。 ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。 ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することが出来ない特別な状態が生じたこと。
	② <input type="checkbox"/> 施工計画書と現場の使用材料及び施工方法が一致していた。
考査項目	＊施工計画書が現場条件を反映されたものが提出され、施工計画書に記載された材料が使用されていること及び施工計画書で記載されていた施工方法で現場が施工されている事が確認できた場合は（1）とする。 ＊施工計画書の内容や施工計画書が現場を反映していない場合等は（0）とする。
確認項目	中間検査時にも評価すること。 ・使用材料について ① 施工計画書の主要資材に記載されている材料が現場で使用されている事が確認できること。 ・施工方法について ① 施工計画書に記載の施工方法は、施工方法や施工上の留意事項等が具体的に示されており、一般的案施工手順ではなく現場条件に即したものとなっていること。 ② 施工計画書に記載の施工方法で施工されていることが工事写真や施工記録等により確認できること。 ※提出済みの施工計画書の内容に変更が生じた場合、変更施工計画書により処理されていること。
	③ <input type="checkbox"/> 工事材料の資料や見本の整理及び確認がなされ、管理されていた。
考査項目	＊施工計画書に記載され承諾された材料が、見本や品質証明等により確認でき、工事現場において適切に管理されている事が確認できた場合は（1）とする。 ＊上記の内容に不備があった場合は（0）とする。 ＊材料の調達が必要ない場合は評価項目の対象としない。
確認項目	中間検査時にも評価すること。 ・主要資材について、現場に搬入された材料に対しての品名、規格、製造業者、品質証明（寸法等も含む）、頻度、管理基準などなどが資料や記録により確認できること。 ・材料の品質証明は承諾時ではなく、現場に搬入された材料に対して行われていること。 ・承諾された材料が使用されていること。
	④ <input type="checkbox"/> 品質確保のための対策など施工に関する工夫がみられる。
考査項目	＊施工計画書で品質確保のための特別な対策や、独自の工夫等が記載され、その事が確認された場合は（1）とする。 ＊共通仕様書等に示された範囲の内容での対応については（0）とする。 ＊品質管理項目がない場合は対象外とする。
確認項目	・品質確保のために講じている対策や工夫について確認し判断すること。 ※評価した対策や工夫については、その内容を記録しておくこと
	⑤ <input type="checkbox"/> 工事記録写真等の整理がよくなされていた。
考査項目	＊工事記録写真等の整理が写真管理基準や監督職員の指示に基づいて適切な管理が行われている事が確認された場合は（1）とする。 ＊内容に不備がある場合、整理が不十分ではっきりと確認が出来ない箇所がある場合は（0）とする。
確認項目	・写真の整理に限定する ・撮影頻度で撮影されており、確認したい事項が整理された状態で確認できたか。 ・小黒板の文字の判読又は写真説明が適切になされているか。 ・写真で示された数値や写真説明と現場の状態が合致しているか。

1 検査員 施工管理

工事成績調書項目別採点運用表（評価項目）／審査内容及び確認項目	
⑥ <input type="checkbox"/> 段階確認の申請、立会申請の手続きが適切な時期に行われていた。	
審査項目	* 段階確認・立会確認は、施工計画書に記載されたすべてについて計画どおり行われていることが確認できた場合は（１）とする。 * 段階確認・立会確認に不備があった場合は（０）とする。
確認項目	中間検査時にも評価すること。 段階確認・立会確認が、計画された確認項目や確認時期に行われていることが書面により確認できるか
⑦ <input type="checkbox"/> 日報、月報、材料受入検査、施工報告、試験成績結果報告、打合せ記録等の工事記録の整備が適時、的確になされていた。	
審査項目	* 日報（監督職員の指示により提出）、月報、材料受入検査、打合せ記録、施工管理記録を適時的確に整備されていることが確認された場合は（１）とする。 * 整備に不備があった場合は（０）とする。
確認項目	中間検査時にも評価すること。 ・ 日報：監督職員の指示があった場合に提出するものとし、記載内容が現場の実態を表していること ・ 月報：履行報告書により確認するものとし、施工状況写真・工程表・工事出来高報告書（進捗率の根拠）・簡易な図面が整備されていること。（提出省略工事を除く） ・ 材料受入検査 ・ 施工報告 ・ 試験成績結果報告 ・ 打合せ記録：工事打合せ簿
⑧ <input type="checkbox"/> 建設副産物及びリサイクルへの取組が適切になされていた。	
審査項目	* 建設副産物の処理に係る事務処理等が適正に行われており必要な資料が的確に整備され確認できた場合、さらに注文されたリサイクル製品を適切に使用していることが確認された場合は（１）とする。 * 建設副産物の処理に係る事務処理や必要な資料の整備が不十分な場合、または注文されたリサイクル製品を使用しなかった場合は（０）とする。 * 建設副産物、及びリサイクル製品の使用がない場合は（対象外）とする。
確認項目	中間検査にも評価すること。 ・ 建設副産物は以下について確認する。 建設副産物情報交換システムへの登録（再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、再生資源結果報告書等） 施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更があった場合速やかに登録、同登録証明書の監督職員への提出 処理に係る契約書（処分と収集運搬）、許可証 マニフェスト（A～E票） 過積載防止対策→ダンプの車検証、自重計の検査証、伝票とのトン数チェック 処理状況写真。 ・ 建設発生土は以下について確認する。 建設発生土現場管理者の選任と施工計画書への記載 建設発生土搬出車等管理表の提出 建設発生土の運搬状況（建設発生土搬出量等管理表の作成と１週間毎集計著書の提出） 残土処理の数量→土場検収、ダンプ台数より積上検収 過積載防止対策 ・ コンクリート塊の他工事現場への搬出及び他工事現場からの搬入 施工計画書への記載、段階確認の実施、搬入量又は搬出量の確認（伝票検収）など
⑨ <input type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度等の適切な退職金制度に加入していた。	
審査項目	* 下請を含めた全てについて建設業退職金制度等の適切な退職金制度に加入していることが書面で確認できた場合、及び建設業退職金制度の証紙取扱が適正に行われていること（契約後１０日以内に購入報告を書面で提出）が確認できた場合は（１）とする。 * 退職金精度の加入の確認や建設業退職金制度の証紙取扱に不備がある場合は（０）とする。
確認項目	中間検査時にも評価すること。 以下について確認のこと 建設業退職金共済証紙購入状況（発注者用掛金収納書の確認による（契約後１ヶ月以内に購入報告を書面で提出）） 加入者証の写し（他精度加入の場合は他制度加入の証明書写し） 共済証紙の受け払い簿 作業員出勤簿 証紙の請求書及び受領書→各人の手帳の写し（月の出勤日数と手帳毎の証紙枚数確認）、証紙に収受印・月日を押すこと。 未加入者に対する加入の促進

1 検査員 施工管理

工事成績調書項目別採点運用表（評価項目）／考查内容及び確認項目	
⑩ <input type="checkbox"/> 作業分担と責任の範囲が書面で確認できた。	
考查項目	<p>* 下請を含めて作業分担が適切に行われており、責任者が業務に従事していることが明確に確認できた場合は（１）とする。</p> <p>* 作業分担に不備がある場合や責任者の従事について十分に確認が出来なかった場合（０）とする。</p>
確認項目	<p>中間検査時にも評価すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書の現場組織表や安全管理組織表に記された作業分担が適切であることを確認する。 ・ 現場組織表において、担当する職務や担当責任者が明記されているか、安全管理、品質管理、工程管理は主任技術者（監理技術者）が担当しているか、下請の会社名、責任者（主任技術者）、連絡先が明記されているか。 ・ 安全管理組織表において下請も含め安全衛生者や作業主任者及び有資格者が明記されているか。
⑪ <input type="checkbox"/> 計画内容に変更が生じた場合は、その都度、当該工事着手前に変更計画書が提出していた。	
考查項目	<p>* 計画内容に重要な変更が生じた場合には契約を締結しているか否かに関わらず工事着手前に変更に関する事項について変更計画書が提出されている場合、計画内容の軽微な変更については工事着手前に書面による協議等が整っている場合は（１）とする。</p> <p>* 計画内容に重要な変更が生じたにも関わらず工事着手前に変更計画書の提出がなかった場合、軽微な変更については工事着手前に書面による協議等が行われていない場合は（０）とする。</p> <p>* 計画内容に変更が無い場合は（対象外）とする。</p>
確認項目	<p>中間検査時にも評価すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更契約の締結、設計変更協議書、工事の性質上重要な部分の協議に対して工事着手前に変更計画書が提出されていたか。 ・ 工事内容の軽微な変更について、工事着手前に書面による協議が整っていたか。 ・ 請負者の自主的施工に関わる部分の内容変更についても協議、計画変更の対象とする。
⑫ <input type="checkbox"/> 施工体系図、施工体制台帳が整備されていた。	
考查項目	<p>* 下請の承認をうけた場合、速やかに下請契約を締結し下請工事着手前に下請負契約確認書、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図、施工体制台帳が整備され下請契約に係る書面の写しとともに提出されている場合、及び内容に変更が生じた場合は速やかに変更内容について提出されている場合、下請契約した場合は契約後10日以内に台帳の写しを提出の場合は（１）とする。</p> <p>* 下請負の書類整備に不備ある場合は（０）とする。</p> <p>* 下請負のない場合は（対象外）とする。</p>
確認項目	<p>中間検査時にも評価すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請負人指導責任者届けが提出されているか。（現場代理人との兼務可） ・ 一次下請負の全てについて下請承認がなされているか。（一部下請負承認願、一部下請負確認書） ・ 下請承認がなされたときは、速やかに下請契約が締結され、下請け工事着手前に関係資料が提出されているか。（下請負契約確認書、工事 作業所災害防止協議会兼施工体系図、施工体制台帳、下請契約に係る書面の写し（契約約款を含む）） ・ 提出された書面（前各項目）の内容に変更が生じた場合、速やかに変更内容について提出されているか。 ・ 再下請負がある場合は、再下請契約に係る書面の写しを提出し、施工体系図に名前等が記載されているか。
⑬ <input type="checkbox"/> 施工計画書と現場の施工体制が一致していた。	
考查項目	<p>* 施工計画書の現場組織表や安全管理組織に示された体制と現場の施工体制が一致していることが施工記録等により確認できた場合は（１）とする。</p> <p>* 施工体制の一致が確認できなければ（０）とする。</p>
確認項目	<p>中間検査時にも評価すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書の現場組織表、安全管理組織に示された施工体制と提出書類や参考資料等により確認した現場の体制を照合し合致しているかを確認する。 <p>（施工体系図、社内検査記録、安全教育実施記録、施工管理に関わる体制等は提出書類の記録により確認）</p>
⑭ <input type="checkbox"/> 品質証明体制が確立され、有効に機能していた（条件明示されている場合）。	
考查項目	<p>（条件明示されている場合）</p> <p>* 品質証明に関する社内体制が確立されて、有効に機能していることが明確に確認された場合は（１）とする。</p> <p>* 品質証明体制のあり方や機能が不十分な場合は（０）とする。</p> <p>[平成22年4月1日以降]</p> <p>* 土木工事品質証明実施要領に基づいて、品質証明書（様式1）、施工プロセス品質確認チェックリスト（様式2）により記録され管理されている場合は（１）とする。</p> <p>* 上記以外の場合は（０）とする。</p> <p>（条件明示がない場合）</p> <p>* 品質証明が機能していることが書面で確認され、品質証明書を提出した場合は（１）とする。</p> <p>* 上記以外の場合は（対象外）とする。</p>
確認項目	<p>中間検査にも評価すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質証明員は書面により監督職員への提出がなされていたか。（品質証明員の変更も同様） ・ 品質証明は契約図書、関係図書に基づき工事全般にわたり行われていたか。 ・ 品質証明の計画が施工計画書に記載され、そのとおり実施されたか。（施工途中の必要な時期及び検査前における品質確認） ・ 品質証明の結果が適正に整理され検査時に提出されたか。

1 検査員 施工管理

工事成績調査項目別採点運用表（評価項目）／審査内容及び確認項目	
⑮ □ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなっていた。	
審査項目	<p>* 施工計画書が工事着手前に提出され、必要項目が漏れなく記載され、その内容が設計図書及び現場条件を適切に反映している場合は（1）とする。</p> <p>* 施工計画書の構成に不備がある場合、または現場条件等を適切に反映した内容となっていない場合は（0）とする。</p>
確認項目	<p>中間検査時にも評価すること。</p> <p>工事目的物を完成するために必要な手順や工法等が具体的に示されているか。（一般的な施工手順ではなく現場条件に即したもとなっていること）</p> <p>実際に使用する機械や資材（材料の確認項目：主要資材については品名、規格、製造業者、品質証明の方法、納入時期、グリーン製品の有無、県内産製品のお優先使用が明示されていること）が記載されているか。</p> <p>施工方法や施工上の留意事項等が具体的に記載されているか。</p> <p>施工管理計画は当該現場に即した項目で構成されているか。（共通仕様書に定めのないものについては監督職員と協議して定められていること）</p> <p>（現場条件の反映を例示すると（参考））</p> <p>コンクリート工は、コンクリート標準仕様書の施工計画に沿った内容でまとめられており、施工管理計画（出来形、本質、写真、材料の品質証明）が具体的であり、現場条件を反映したもとなっている。</p>
⑯ □ 社内の管理基準等が作成され、その基準で管理していた。	
審査項目	<p>* 社内の管理基準が出来形監理及び品質管理の両方において県の定めている規格値より厳しく定められており、全てにおいて社内の管理基準により管理されていることが確認された場合は（1）とする。</p> <p>* 出来形にのみ社内の管理基準が定められており、管理されていることが確認できた場合は（0.5）とする。</p> <p>* 社内の管理基準が定められていない、又は社内の管理基準を超越して管理されている場合は（0）とする。</p>
確認項目	<p>中間検査時にも評価すること。</p> <p>品質管理の設定が困難な場合においては、出来形管理における社内の管理基準が作成されその基準で管理されていれば（1）とする。（コンクリート工事等）</p>
⑰ □ その他	
審査項目	

【建築・電気・機械工事】

⑱ □ 操作マニュアル、保証書が整備されていた。	
審査項目	<p>* 操作マニュアルや保証書が整備されていることを確認できる場合は（1）とする。</p> <p>* 操作マニュアルや保証書の書類整備に不備がある場合は（0）とする。</p>
確認項目	<p>・ 材料、機器類の保証書、操作マニュアルが使いやすく整理されているか確認する。。</p> <p>・ 必要に応じて簡易マニュアル等が整備されているか確認する。</p>

2 検査員 出来形

工事成績調書項目別採点運用表（評価項目）／考查内容及び確認項目					
⑲	<input type="checkbox"/>	工事内容または工程上、出来形評定が出来なかった。			
考查項目		*撤去工事等で出来形管理が行えない場合は（1）とする。（Q&A359） *（1）を採用する場合は、工事の性質や内容等を十分に検討し判断すること			
⑳	<input type="checkbox"/>	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、監督職員又は検査員が文書で改善指示を行った。			
考查項目		*評価対象工種（主たる工種）だけでなく、全ての工種を対象とする。 ・監督職員からの文書：監督職員三者連名で作成した契約約款第10条第2項第1号の指示書及び第13条第2項（令和2年3月31日以前の契約の場合は第9条及び第12条）の措置請求とする。（Q&A312） ・検査員からの文書：県工事検査執行要領第4条の工事改修等指示書とする（Q&A313）			
㉑	<input type="checkbox"/>	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、契約書第18条第2項、第3項又は第34条第2項（令和2年3月31日以前の契約の場合は第17条又は第32条）に基づき破壊検査を行った。（土木）			
考查項目		*評価対象工種（主たる工種）だけでなく、全ての工種を対象とする。			
〔ばらつき範囲〕					
㉒	<input type="checkbox"/>	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の50%以内であった。			
㉓	<input type="checkbox"/>	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の80%以内であった。			
㉔	<input type="checkbox"/>	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の80%を超えるものがあった。			
考查項目		規格値を満足していないが機能上支障がないので合格とした場合の評価は、d評価とする。			
〔評価項目〕					
㉕	<input type="checkbox"/>	規格値を満足し、出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫があった。			
考查項目		*規格値を満足し、出来形管理表に創意・工夫の評価できる場合は（1）とする。 *上記に該当しない場合は（0）とする。			
㉖	<input type="checkbox"/>	規格値を満足し、自社の管理基準を設定し、管理していた。			
考查項目		*出来形を対象として評価する。 *施工管理基準より厳しい自社の管理基準を定め、その基準内で管理されている場合は（1）とする。 *自社の監理基準を超えるものがある場合は（0）とする。			
㉗	<input type="checkbox"/>	規格値を満足し、出来形測定において、不可視部分が写真で的確に判断出来る。			
考查項目		*不可視部分が写真及び説明書により、目的物の出来形が適切と判断される場合は（1）とする。 *不可視部分の写真がない場合、または目的物の出来形が適切と判断できない場合、若しくは不可視部分のない工事は（0）とする。			
㉘	<input type="checkbox"/>	規格値を満足し、写真管理基準の管理項目を満足していた。			
考查項目		*規格値を満足したうえで、施工管理基準に記載の写真管理項目のすべての箇所について写真による確認ができた場合は（1）とする。 *上記に該当しない場合は（0）とする。			
㉙	<input type="checkbox"/>	その他（理由：_____）			
<p>出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の50%以内で、「評価項目」の4項目以上が適合する。・・・・ a 同 上 「評価項目」の3項目が適合する。・・・・ b 同 上 「評価項目」の2項目が適合する。・・・・ b'</p> <p>出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の80%以下で、「評価項目」の4項目以上が適合する。・・・・ b 同 上 「評価項目」の3項目が適合する。・・・・ b</p> <p>出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の80%を超え、「評価項目」の4項目以上が適合する。・・・・ b 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a、a'、b及びb' に該当しない。・・・・ c</p>					
		ばらつきで判定可能			評価不可
		50%以下	80%以下	80%を超える	
項目適合	4項目以上	a	b	b	c
	3項目	b	b	c	c
	2項目	b'	c	c	c
	1項目以下	c	c	c	c

※ 全ての項目について、1か0の評価が基本であるが、どうしてもできない場合の特別措置「0.5」とする。

【建築・電気・機械工事】

<p>③⑩ <input type="checkbox"/> 工事内容または工程上、出来形評定が出来なかった。 上記項目に該当すれば・・・c (他の項目に該当しない)</p>	
<p>考查 項目</p>	<p>*解体・撤去工事のみで工事目的物が形態をなさず、出来形管理が行えない場合は(1)とする。(Q&A 359) * (1) を選択した場合は以下の評価は要しない。</p>
<p>③⑪ <input type="checkbox"/> 監督職員又は検査員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当すれば・・・d (出来形管理がやや不備である)</p>	
<p>考查 項目</p>	<p>*評価対象工種は、全ての工種とする。 *監督職員からの文書：契約書第10条第2項第1号の指示書及び第13条第2項(令和2年3月31日以前の契約の場合は第9条及び第12条)に基づく措置請求をした場合は(1)とする。(Q&A312) *検査員からの文書：県工事検査執行要領第4条に基づく工事改修等指示書とする。(Q&A313) *上記以外は(0)とする。</p>
<p>③⑫ <input type="checkbox"/> 契約書第18条第2項、第3項又は第34条第2項(令和2年3月31日以前の契約の場合は第17条又は第32条)に基づき破壊検査を行った。 上記項目に該当すれば・・・e (出来形管理が不備である)</p>	
<p>考查 項目</p>	<p>*評価対象工種は、全ての工種とする。 *破壊検査を行った場合は(1)とする。 *上記以外は(0)とする。</p>
<p>③⑬ <input type="checkbox"/> 出来形の実測値が管理記録として適切にまとめられており、確認できた。</p>	
<p>考查 項目</p>	<p>*設計値と出来形の実測値が管理記録で整理され、適切にまとめられていることを確認できる場合は(1)とする。 *上記以外は(0)とする。</p>
<p>③⑭ <input type="checkbox"/> 施工計画書等で出来形の管理基準を設定して、適切に管理していた。</p>	
<p>考查 項目</p>	<p>*施工計画書で仕様書等の基準を超える設定をして管理している場合、又は仕様書等に基準が示されていないが自社の管理基準やメーカーの管理基準を適切に設定して管理している場合は(1)とする。 *上記以外は(0)とする。*</p>
<p>③⑮ <input type="checkbox"/> 写真による出来形の管理記録が適切にまとめられており、よく整理されていた。</p>	
<p>考查 項目</p>	<p>*写真記録で段階毎、工種毎等の出来形の管理記録が適切にまとめられ、よく整理されている場合は(1)とする。 *写真の記録漏れ、未整理工種がある場合は(0)とする。</p>
<p>③⑯ <input type="checkbox"/> 出来形測定や、不可視部分となる箇所の出来形が写真や施工記録等での確認できた。</p>	
<p>考查 項目</p>	<p>各工種の出来形測定や完成時に不可視部分となる箇所の出来形が写真や施工記録等での確認できる場合は(1)とする。 *上記以外は(0)とする。</p>
<p>③⑰ <input type="checkbox"/> 整備前後の劣化状況・修復状況について、図表等で記録していた。</p>	
<p>考查 項目</p>	<p>*修繕工事等において整備前後の劣化状況、修復状況を示す寸法等の実測値を図表等に記録し整理されている場合は(1)とする。 *上記以外は(0)とする。</p>
<p>③⑱ <input type="checkbox"/> 製品の形状、寸法の設計値に対する実測値が、許容範囲内であった。</p>	
<p>考查 項目</p>	<p>*設計図書等を基に工場製作品等の形状、寸法の設計値に対する実測値を確認し、数値等が許容範囲(管理基準値)内である場合は(1)とする。 *上記以外は(0)とする。</p>
<p>③⑲ <input type="checkbox"/> 製品の機能、性能の実測値等が、設計図書に定めるもの以上となっていた。</p>	
<p>考查 項目</p>	<p>*設計図書を基に工場製作品等の機能、性能の実測値等を確認し、数値等が設計図書に定めるもの以上である場合は(1)とする。 *上記以外は(0)とする。</p>
<p>④⑩ <input type="checkbox"/> その他(理由：)</p>	
<p>考查 項目</p>	<p>*工事内容により上記④～⑩以外の評価項目が必要と判断する場合は、考查内容の理由欄に項目と判断基準・根拠をわかりやすく記載し(1)又は(0)とする。</p>

※全ての項目について、1か0の評価が基本であるが、どうしてもできない場合の特別措置(0.5)とする。

3 検査員 品質 【土木工事】

工事成績調査項目別採点運用表（評価項目）／考查内容及び確認項目																										
④	<input type="checkbox"/> 工事内容または工程上、品質評価が出来なかった。 上記項目に該当すれば・・・c（他の項目に該当しない）																									
※評価する工種（評価対象工種）の工種番号（以降の●「工種別評価項目」に列記されている工種先頭に付された番号①～⑥）を下欄に明記の上、以下により評価を行う。																										
※評価対象工種とした工種番号																										
工種番号（1）	工種番号（2）																									
工種番号（3）	工種番号（4）																									
考查項目	*撤去工事等で出来形管理が行えない場合は（1）とする。（Q&A359） *（1）を採用する場合は、工事の性質や内容等を十分に検討し判断すること																									
④	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、監督職員又は検査員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当すれば・・・d（品質管理がやや不備である。）																									
考查項目	*評価対象工種（主たる工種）だけでなく、全ての工種を対象とする。 ・監督職員からの文書：監督職員三者連名で作成した契約約款第10条第2項第1号の指示書及び第13条第2項（令和2年3月31日以前の契約の場合は第9条及び第12条）の措置請求とする。（Q&A312） ・検査員からの文書：県工事検査執行要領第4条の工事改修等指示書とする（Q&A313）																									
④	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣り、契約書第18条第2項、第3項又は第34条第2項（令和2年3月31日以前の契約の場合は第17条又は第32条）に基づき破壊検査を行った。 上記項目に該当すれば・・・e（品質管理が不備である。）																									
考查項目	*評価対象工種（主たる工種）だけでなく、全ての工種を対象とする。																									
④	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、測定基準を満足し、ばらつきが規格値の50%以内であった。																									
④	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、測定基準を満足し、ばらつきが規格値の50%を超え80%以内であった。																									
④	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、測定基準を満足し、ばらつきが規格値の80%を越えていた。																									
④	<input type="checkbox"/> ばらつき判断不可能であった。（規格値、試験基準はあるが打点数が少なくばらつきの判断ができない場合や規格値、試験基準がなく工種別評価項目だけで評価する場合）																									
考查項目	規格値を満足していないが機能上支障がないので合格とした場合の評価は、d評価とする。																									
品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の50%以内で、「適合率」が90%以上であった。……………a 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の50%以内で、「適合率」が80%以上90%未満であった。……………a' 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の50%を超え80%以内で、「適合率」が90%以上であった。……………a' 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の50%以内で、「適合率」が60%以上80%未満であった。……………b 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の50%を超え80%以内で、「適合率」が80%以上90%未満であった。……………b 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の80%を超え、「適合率」が90%以上であった。……………b 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきで判断不可能で、「適合率」が90%以上であった。……………b 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の50%を超え80%以内で、「適合率」が60%以上80%未満であった。……………b' 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の80%を超え、「適合率」が80%以上90%未満であった。……………b' 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきで判断不可能で、「適合率」が80%以上90%未満であった。……………b' 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a、a'、b及びb'に該当しない。……………c																										
※評価対象外の項目は「対象外」とする。 ※対象外項目がある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ※適合率(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ※工種別評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※工種別評価対象項目が0/1評価できない場合は中間評価「0.5」入力可とする。																										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判定可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以内</th> <th>80%以内</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">適合率</td> <td>90%以上</td> <td style="text-align: center;">a</td> <td style="text-align: center;">a'</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td>80%以上90%未満</td> <td style="text-align: center;">a'</td> <td style="text-align: center;">b</td> <td style="text-align: center;">b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上80%未満</td> <td style="text-align: center;">b</td> <td style="text-align: center;">b'</td> <td style="text-align: center;">c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td style="text-align: center;">c</td> <td style="text-align: center;">c</td> <td style="text-align: center;">c</td> </tr> </tbody> </table>			ばらつきで判定可能			ばらつきで判断不可能	50%以内	80%以内	80%を超える	適合率	90%以上	a	a'	b	80%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上80%未満	b	b'	c	60%未満	c	c	c
	ばらつきで判定可能			ばらつきで判断不可能																						
	50%以内	80%以内	80%を超える																							
適合率	90%以上	a	a'	b																						
	80%以上90%未満	a'	b	b'																						
	60%以上80%未満	b	b'	c																						
	60%未満	c	c	c																						
考查項目	*試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断ができない場合とは測定数が10点未満の場合とし、ばらついていると判断する。 *ばらつきの判定は、「出来形及び品質のばらつきの判定方法（県工事成績調査作成要領）」による。 *数値的判定基準ない場合のばらつきの判断については別途検討する。																									

【建築・電気・機械工事】

工事成績調書項目別採点運用表（評価項目）／考査内容及び確認項目	
④⑧ □ 工事内容または工程上、品質評定が出来なかった。 上記項目に該当すれば・・・c（他の項目に該当しない）	
考査項目	*解体・撤去工事のみで工事目的物が形態をなさず、品質管理が行えない場合は（１）とする。（Q&A359） *（１）を選択した場合は、以下の評価は要しない。
④⑨ □ 監督職員又は検査員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当すれば・・・d（品質管理がやや不備である。）	
考査項目	*評価対象工種は、全ての工種とする。 *監督職員からの文書：契約書第１０条第２項第１号の指示書及び第１３条第２項（令和２年３月３１日以前の契約の場合は第９条及び第１２条）に基づく措置請求をした場合は（１）とする。（Q&A312） *検査員からの文書：県工事検査執行要領第４条に基づく工事改修等指示書とする。（Q&A313） *上記以外は（０）とする。
⑤⑩ □ 契約書第１８条第２項、第３項又は第３４条第２項（令和２年３月３１日以前の契約の場合は第１７条又は第３２条）に基づき破壊検査を行った。 上記項目に該当すれば・・・e（品質管理が不備である。）	
考査項目	*評価対象工種は、全ての工種とする。 *破壊検査を行った場合は（１）とする。 *上記以外は（０）とする。
【建築・電気・機械工事】	
⑤① □ 品質や性能確保のため、工事（製作）着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できた。	
考査項目	*品質や性能確保のための技術的な検討を整理した資料又は検討過程を示す打合せ記録などで検討内容を確認できる場合は（１）とする。 *上記以外は（０）とする。
⑤② □ 現地状況を勘案し、施工方法を工夫していた。	
考査項目	*現地状況を調査し、その調査結果に基づき、施工方法を創意・工夫していることを確認できる場合は（１）とする。 *上記以外は（０）とする。
⑤③ □ 納まりが複雑又は不明確な部分について、施工図等で十分検討がなされていた。	
考査項目	*納まりが複雑又は不明確な部分の施工図等が示され、検討経緯が明らか場合は（１）とする。 *納まりが複雑又は不明確な部分が認められない場合は（対象外）とする。 *上記以外は（０）とする。
⑤④ □ 材料の品質が品質証明書等（現物照合を含む。）で確認でき、満足するものであった。	
考査項目	*材料品質証明書や試験成績書により、発注仕様や承諾図書で求める品質であることを満足している場合は（１）とする。 *上記以外は（０）とする。
⑤⑤ □ 品質の確認結果が分かりやすく整理されていた。	
考査項目	*材料の品質について、発注仕様や施工計画書で求めるものであることを受注者が確認し、管理記録等でそれを確認できる場合は（１）とする。 *上記以外は（０）とする。
⑤⑥ □ 材料や製品の品質、性能が試験結果報告書や検査証明書等で確認でき、満足するものであった。	
考査項目	*材料や製品（購入品）の品質、性能を証する試験成績書や検査証明書等を確認でき、発注仕様や承諾図書を満足している場合は（１）とする。 *上記以外は（０）とする。
【建築工事】	
⑤⑦ □ 躯体工事が設計図書、施工計画書のとおり実施され、管理内容が確認でき、満足するものであった。	
考査項目	*躯体工事が設計図書、施工計画書のとおり実施されたことを示す写真、記録、証明書等が良く整理され、各基準等を満足する管理を行っていることを確認できる場合は（１）とする。 *上記以外は（０）とする。
⑤⑧ □ 仕上工事が設計図書、施工計画書のとおり実施され、管理内容が確認でき、満足するものであった。	
考査項目	*仕上工事が設計図書、施工計画書のとおり実施されたことを示す写真、記録、証明書等が良く整理され、各基準等を満足する管理を行っていることを確認できる場合は（１）とする。 *上記以外は（０）とする。
⑤⑨ □ 外構、植栽工事が設計図書、施工計画書のとおり実施され、管理内容が確認でき、満足するものであった。	
考査項目	*外構工事、植栽工事が設計図書、施工計画書のとおり実施されたことを示す写真、記録、証明書等が良く整理され、各基準等を満足する管理を行っていることを確認できる場合は（１）とする。 *上記以外は（０）とする。
【電気・機械工事】	
⑥⑩ □ 機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足するものであった。	
考査項目	*製作した機器の工場試験成績書等の記録があり、設計図書や承諾図書の仕様を満足している場合は（１）とする。 *機器の製作が含まれない場合は（対象外）とする。 *上記以外は（０）とする。
⑥① □ 溶接管理が設計図書のとおり実施され、管理内容が確認でき、満足するものであった。	
考査項目	*機器の製作過程の溶接の管理記録を確認でき、管理基準を満足している場合は（１）とする。 *機器製作において溶接の工程が主要な部分を占めない場合は（対象外）とする。 *上記以外は（０）とする。

工事成績調書項目別採点運用表（評価項目）／考査内容及び確認項目	
⑥2	<input type="checkbox"/> 塗装管理が設計図書のとおり実施され、管理内容が確認でき、満足するものであった。 * 塗装管理記録により、種類・回数・膜厚等を確認でき、設計図書や承諾図書の仕様を満足している場合は（1）とする。 * 上記以外は（0）とする。
⑥3	<input type="checkbox"/> 製品の機能、性能管理が設計書のとおり実施され、その結果や管理内容が試験記録等で管理内容が確認でき、満足するものであった。 * 機器単体あるいは工事成果物の品質・機能・性能が現地試験成績書等で確認でき、設計図書や承諾図書の仕様を満足している場合は（1）とする。 * 上記以外は（0）とする。
⑥4	<input type="checkbox"/> 操作制御部分が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足するものであった。 * 工事成果物を操作・運転した際に、所定の動作をすること及び安全装置や保護装置の動作を確認できる場合は（1）とする。 * 上記以外は（0）とする。
⑥5	<input type="checkbox"/> 設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足するものであった。 * 工事成果物に求める総合的な性能が確保されていることを、書面及び実地で確認できる場合は（1）とする。 * 上記以外は（0）とする。
⑥6	<input type="checkbox"/> その他（理由： ） * 工事内容により上記④～⑩以外の評価項目が必要と判断する場合は、考査内容の理由欄に項目と判断基準・根拠をわかりやすく記載し（1）又は（0）とする。

※全ての項目について、1か0の評価が基本であるが、どうしてもできない場合の特別措置（0.5）とする。

4 検査員 出来ばえ【土木工事】

工事成績調書項目別採点運用表（評価項目）／考査内容及び確認項目										
(67)	<input type="checkbox"/> 工事内容または工程上、出来ばえ評定が出来なかった。 上記項目に該当すれば・・・c									
考査項目	＊浚渫工事等で水中の出来ばえが目視により直接確認できない場合であっても、施工管理記録等から判断し評価する方向で対応する。 ＊（１）を採用する場合は、工事の性質や内容等を十分に検討し判断すること。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">※評価対象校種とした工種番号</th> </tr> <tr> <th>工種番号 (1)</th> <th>工種番号 (2)</th> <th>工種番号 (3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		※評価対象校種とした工種番号			工種番号 (1)	工種番号 (2)	工種番号 (3)			
※評価対象校種とした工種番号										
工種番号 (1)	工種番号 (2)	工種番号 (3)								
【工種別評価項目】 ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※評価対象項目が0/1評価できない場合は中間評価「0.5」入力可とする。 適合率が90%以上・・・・・・・・・・ a（仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい） 適合率が80%以上～90%未満・・・・ b（仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい） 適合率が60%以上～80%未満・・・・ c（他の事項に該当しない場合） 適合率が60%未満・・・・・・・・・・ d（仕上げが悪く、全体的に美観が悪い）										

※全ての項目について、1か0の評価が基本であるが、どうしてもできない場合の特別措置（0.5）とする。

【建築・電気・機械工事】

工事成績調書項目別採点運用表（評価項目）／考査内容及び確認項目	
(68)	<input type="checkbox"/> 工事内容または工程上、品質評定が出来なかった。 上記項目に該当すれば・・・・・・・・c（他の項目に該当しない）
考査項目	＊解体・撤去工事のみで工事目的物が形態をなさず、品質管理が行えない場合は（１）とする。（Q&A359） ＊（１）を選択した場合は、以下の評価は要しない。
(69)	<input type="checkbox"/> 監督職員又は検査員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当すれば・・・・・・・・d（品質管理がやや不備である。）
考査項目	＊評価対象工種は、全ての工種とする。 ＊監督職員からの文書：契約書第10条第2項第1号の指示書及び第13条第2項（令和2年3月31日以前の契約の場合は第9条及び第12条）に基づく措置請求をした場合は（１）とする。（Q&A312） ＊検査員からの文書：県工事検査執行要領第4条に基づく工事改修等指示書とする。（Q&A313） ＊上記以外は（0）とする。
(70)	<input type="checkbox"/> 契約書第18条第2項、第3項又は第34条第2項（令和2年3月31日以前の契約の場合は第17条又は第32条）に基づき破壊検査を行った。 上記項目に該当すれば・・・・・・・・e（品質管理が不備である。）
考査項目	＊評価対象工種は、全ての工種とする。 ＊破壊検査を行った場合は（１）とする。 ＊上記以外は（0）とする。
(71)	【建築・電気・機械工事】 <input type="checkbox"/> 品質や性能確保のため、工事（製作）着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できた。
考査項目	＊品質や性能確保のための技術的な検討を整理した資料又は検討過程を示す打合せ記録などで検討内容を確認できる場合は（１）とする。 ＊上記以外は（0）とする。
(72)	<input type="checkbox"/> 現地状況を勘案し、施工方法を工夫していた。 ＊現地状況を調査し、その調査結果に基づき、施工方法を創意・工夫していることを確認できる場合は（１）とする。 ＊上記以外は（0）とする。
考査項目	＊上記以外は（0）とする。
(73)	<input type="checkbox"/> 納まりが複雑又は不明確な部分について、施工図等で十分検討がなされていた。 ＊納まりが複雑又は不明確な部分の施工図等が示され、検討経緯が明らかな場合は（１）とする。 ＊納まりが複雑又は不明確な部分が認められない場合は（対象外）とする。 ＊上記以外は（0）とする。
考査項目	＊上記以外は（0）とする。
(74)	<input type="checkbox"/> 材料の品質が品質証明書等（現物照合を含む。）で確認でき、満足するものであった。 ＊材料品質証明書や試験成績書により、発注仕様や承諾図書で求める品質であることを満足している場合は（１）とする。 ＊上記以外は（0）とする。
考査項目	＊上記以外は（0）とする。
(75)	<input type="checkbox"/> 品質の確認結果が分かりやすく整理されていた。 ＊材料の品質について、発注仕様や施工計画書で求めるものであることを受注者が確認し、管理記録等でそれを確認できる場合は（１）とする。 ＊上記以外は（0）とする。
考査項目	＊上記以外は（0）とする。

工事成績調書項目別採点運用表（評価項目）／考查内容及び確認項目	
(76)	<p>機械設備工事]</p> <p><input type="checkbox"/> 仕上がり状態が良く、全体的な美観に優れていた。</p> <p>考查 * 工事成果物の外観等に違和感がなく、周囲と整合のとれた据付状況と認められる場合は（１）とする。</p> <p>項目 * 上記以外は（０）とする。</p>
(77)	<p><input type="checkbox"/> 主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が優れていた。</p> <p>* 当該工事に含まれる主設備、関連設備、操作制御設備を組み合わせた状態で自動・連動運転が円滑に行われ、所定の主要な動作を確認できる場合は（１）とする。</p> <p>考查 * 上記以外は（０）とする。</p>
(78)	<p><input type="checkbox"/> 異常な振動、騒音がなく、動きもスムーズで、総合的な機能、運転性能が優れていた。</p> <p>* 機器の稼働・停止がスムーズで、動作中に異音や不要な振動がなく所定の機能を確認できる場合は（１）とする。</p> <p>考查 * 上記以外は（０）とする。</p>
(79)	<p><input type="checkbox"/> 公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が良かった。</p> <p>* 工事成果物について管理者や利用者を想定した安全対策、必要な注意喚起、環境への配慮等がなされている場合は（１）とする。</p> <p>考查 * 上記以外は（０）とする。</p>
(80)	<p><input type="checkbox"/> 溶接、塗装、組立等細部に渡る配慮が良かった。</p> <p>* 日常的な使いやすさや、耐久性に配慮した施工がなされていると認められる場合は（１）とする。</p> <p>考查 * 上記以外は（０）とする。</p>
(81)	<p><input type="checkbox"/> 構造物や既設部分とのすりつけや取り合いが良かった。</p> <p>考查 * 機器等が構造物や建屋に合わせて整然と据え付けられ、使いやすい配置となっていると認められる場合は（１）とする。</p> <p>項目 * 上記以外は（０）とする。</p>
(82)	<p><input type="checkbox"/> 関連工事との取り合いが良かった。</p> <p>* 隣接あるいは施工場所を同じくする他工事との施工区分が明確で、工事成果物全体の一体性が確認できる場合は（１）とする。</p> <p>考查 * 関連する工事が無い場合は（対象外）とする。</p> <p>項目 * 上記以外は（０）とする。</p>
(83)	<p>【電気設備工事】</p> <p><input type="checkbox"/> 仕上がり状態が良く、全体的な美観に優れていた。</p> <p>考查 * 工事成果物の外観等に違和感がなく、周囲と整合のとれた据付状況と認められる場合は（１）とする。</p> <p>項目 * 上記以外は（０）とする。</p>
(84)	<p><input type="checkbox"/> 公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良かった。</p> <p>* 工事成果物について管理者や利用者を想定した安全対策、必要な注意喚起、環境への配慮等がなされている場合は（１）とする。</p> <p>考查 * 上記以外は（０）とする。</p>
(85)	<p><input type="checkbox"/> 構造物や既設部分とのすりつけや取り合いが良かった。</p> <p>* 機器等が構造物や建屋に合わせて整然と据え付けられ、使いやすい配置となっていると認められる場合は（１）とする。</p> <p>考查 * 上記以外は（０）とする。</p>
(86)	<p><input type="checkbox"/> 製作上の補修痕跡がなかった。</p> <p>* 機器を含めた工事成果物に補修や手直しの痕跡が認められなければ（１）とする。</p> <p>考查 * 上記以外は（０）とする。</p>
(87)	<p><input type="checkbox"/> 当該設備及び関連設備が全体的に統制され、総合的な性能向上が図られている。</p> <p>* 工事で施工した部分のみならず、既設部分を含む他の設備を含めた全体として円滑に稼働・運用することができ、所定の性能が発揮されていると認められれば（１）とする。</p> <p>考查 * 上記以外は（０）とする。</p>
(88)	<p><input type="checkbox"/> 全体的に取り扱いやすい。</p> <p>* 工事成果物を使用又は利用する際に、理解しやすく使い勝手が良いと認められる場合は（１）とする。</p> <p>考查 * 上記以外は（０）とする。</p>
(89)	<p><input type="checkbox"/> 関連工事との取り合いが良かった。</p> <p>* 隣接あるいは施工場所を同じくする他工事との施工区分が明確で、工事成果物全体の一体性が確認できる場合は（１）とする。</p> <p>考查 * 関連する工事が無い場合は（対象外）とする。</p> <p>項目 * 上記以外は（０）とする。</p>
(90)	<p><input type="checkbox"/> その他（理由： ）</p> <p>* 工事内容により上記②～⑨以外の評価項目が必要と判断する場合は、考查内容の理由欄に項目と判断基準・根拠をわかりやすく記載し（１）又は（０）とする。</p> <p>考查</p> <p>項目</p>

※全ての項目について、1か0の評価が基本であるが、どうしてもできない場合の特別措置（0.5）とする。

工事成績調書作成のQ & A（第4版）一部修正

No.359

Q 「出来形」や「品質」の評価項目で、撤去工事等で出来形管理や品質管理を行
いにくいものについて、対応する評価項目が必要ではないか

A そのような場合もあると認められるので、別紙－1④、⑤の各冒頭に、「工事
内容により出来形（品質）評価ができなかった。・・・c評価」を設定した。

No.312

Q 直ぐにd評価となる、「監督職員が、文書で改善指示を行った。」の文書とは、
何を指すのか。

A 現場で即時に作成される軽微な手直しのための指示書は含まず、総括監督員ま
での監督職員三者の連名で作成した、重要な改善事項を明示した契約約款第10
条第2項第1号の指示書及び第13条第2項の措置請求をいう。

No.313

Q 直ぐにd評価となる、「検査員が、文書で改善指示を行った。」の文書とは、何
を指すのか。

A 県工事検査執行要領第4条の工事改修等指示書をいう。

土木工事での「Ⅱ品質」「Ⅲ出来ばえ」の工種

Ⅱ品質●工種別評価項目		Ⅲ出来ばえ●工種別評価項目	
①	コンクリート構造物（砂防、コンクリート橋、海岸工事等）	①	コンクリート構造物，砂防構造物，海岸，コンクリート橋，港湾，漁港，トンネル，シールド工事
②	土工事（切土，盛土，築堤等工事）	②	土工事（切土，盛土，築堤工事等）
③	護岸・根固・水制工事	③	護岸・根固・水制工事
④	鋼橋工事（RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	④	鋼橋工事
⑤	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）	⑤	地すべり防止工事
⑥	舗装工事	⑥	舗装工事
⑦	法面工事	⑦	法面工事
⑧	基礎工事及び地盤改良工事	⑧	基礎工事（地盤改良等を含む）
⑨	海岸工事	⑨	塗装工事（工場塗装を除く）
⑩	コンクリート橋上部工工事（PC及びRCを対象）	⑩	植栽工事
⑪	塗装工事	⑪	防護柵（網）工事
⑫	トンネル工事	⑫	標識工事
⑬	植栽工事	⑬	区画線工事
⑭	防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	⑭	維持修繕工事
⑮	電線共同溝工事	⑮	浚渫工事
⑯	維持工事（清掃工、附属物工、除雪、応急処理等）	⑯	上下水道管路工事
⑰	修繕工事（「工事成績調書工種別考査項目作成例」に記載のある項目を除く）	⑰	農地整備工事（ほ場整備工事，暗渠排水工事，用・排水路工事，パイプライン工事）
⑱	港湾・漁港工事	⑱	治山工事
⑲	上下水道管路工事	⑲	通信設備工事，受変電設備工事，その他類似工事
⑳	農地整備工事	⑳	その他⑳～㉓
㉑	治山	⑲	
㉒	電気通信工事	⑱	
㉓	その他 ㉓～㉓	⑲	

定型工種（品質①～㉓，出来ばえ①～⑱）で実際の工事内容にそぐわない場合，品質⑩，出来ばえ⑱に評価工種を追加し評価する。

なお，P46・47に「【資料】工事成績調書工種別考査項目作成例一覧」として専門検査員が過去に作成した追加工種を記載しています。

【資料】工事成績調書工種別考査項目作成例一覧

品質⑩

河川工事	河道掘削工事・漏水対策工事・板柵工事・コンクリート矢板工・導水路築堤工事・フトン箆工事・水門補強工事・砂防ダム工事（ダブルウォール工法）・練石張護岸工事
道路工事	道路改良工事及び道路施設工事（土工・排水構造物工・路床・路盤工・ブロック積・大型ブロック積工・多自然型護岸工及びカゴマット擁壁工・歩車道境界ブロック工・防護柵設置工・捨石及び均し・FCB(気泡混・合軽量盛土)工事・表層工(混合土)工事・函渠及び分割函渠工事・グラベルマット工）・自歩道設置工事（道路施設及び排水構造物工事・ブロック積工・既成杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管并筒等）・補強土擁壁工事（テールアルメ工・ジオテキスタイル工）・スノーシェッド下部工事:土留めH鋼杭工・スノーシェッド工事:上部工・プレキャスト擁壁工・プレキャスト擁壁及び排水工事・防護柵設置工事・高欄工事・道路照明灯工事・橋梁補修工事（一般工事・高欄工・樹脂系・舗装工・伸縮装置工・支承工）・橋梁耐震補強工事（橋脚鋼巻立・PCパネル巻立・PC連結材耐震補強工・PC外ケーブル工・橋脚炭素繊維シート巻立・落橋防止装置・変位制限装置・伸縮目地設置）・橋梁補強工事（橋脚巻立(特殊モルタル増厚工）・橋脚巻立(炭素繊維シート張り）・落橋防止装置・変位制限装置・高欄工）・函渠及び分割函渠工事・防雪柵設置工事・雪崩防止柵工事・親杭横矢板工事・気泡混合軽量土(FCB)工事・除草ボード工事・平板ブロック舗装工・橋面防水工
地盤改良工事	表層工(混合土)工事・深層混合処理工事(グラベルマット・グラベルコンパクションパイル・グラベルドレーン工事)・パーパードレーン工事・地盤改良工事・地盤改良工事・軽量盛土工事・軽量盛土(発泡ビーズ混合軽量土)工事・サンドマット工事・垂直連続攪拌混合処理工事
下水道工事	二次覆工その他工事・高圧噴射攪拌工・沈設立杭工・管更正工事(3Sセグメント工法)・管きょ更正工事（共通・熱硬化タイプ(単独管構造)・光硬化タイプ(単独管構造)・熱形成タイプ(単独管構造)・熱硬化製管)タイプ(複合管構造)・管口仕上げ工(取付管口削孔)・管口仕上げ工(本管口)）・管きょ更正工事(ステンスライニング工法)・管渠修繕工事(スーパー・スナップロック工法)・剪断補強鉄筋工(耐震化工事)（剪断補強鉄筋工・特殊モルタル増厚工)・管渠耐震化工事(後付式伸縮可撓継手)・孔補修工事（共通・塗布型ライニング工法(クリスタルライニング工法)・シートライニング工法(SKS工法)・汚泥濃縮槽防食工事（断面修復工・防食被覆工)
宅地造成等工事	宅地整地工事・総合運動場駐車場外整備工事・芝舗装工事・ダム敷地整備工事（土工・防護柵・サービス施設工・排水構造物工)
港湾・漁港工事	覆砂工事・浚渫工事(ポンプ浚渫船、グラブ船含む)・ケーソン製作工事・魚礁工事（共通・組立魚礁+ブロック魚礁+人工礁・コンクリート)・防波堤工事（直接基礎・杭基礎(鋼管杭の場合)・上部工及びカーテンウォールブロック・カーテンブロック据付)・ブロック(消波・根固め・離岸堤等)工事（ブロック製作工・ブロック据付工)・岸壁・物揚場その他工事・防食塗装工事・電気防蝕工事・フェンス・ゲート設置工事・防護柵設置工事・取付金具製作・カーテンウォール据付工事・埋立工事・鋼管矢板等工事・岸壁下部工事・導流堤工事
基礎工事	場所打ち杭工事(オールケーシング工法)・鋼管・H型鋼・鋼矢板打設工事・鋼管矢板基礎工事・ニューマチックケーソン基礎工事・深礎杭工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事（工場製作関係・架設関係)・鋼構造物門扉工事(動力化含む)（工場製作関係・電気・設備関係・据付関係)・構造物撤去工事・仮橋工事・旧橋撤去工事・旧防波堤撤去工事
公園・緑地工事	植栽工・管理施設整備工事(門扉工・柵工)・グラウンド・コート舗装工事（グラウンド・コート舗装工(一般・材料)・クレー舗装・人工芝舗装・全天候型舗装(アスファルト乳剤系表層材)・全天候型舗装(アスファルト弾性混合物系表層材)・全天候型舗装(アクリル樹脂系表層材)
残土運搬工事	残土運搬工事
公園・木製構造物工事	公園・木製構造物工事
水管橋工事	水管橋工事
治山山腹工事	治山山腹工事（共通・土留工等構造物・法面緑化工、植栽工)
林道構造物・緑化工事	林道構造物・緑化工事（土留工等構造物・緑化工)

出来ばえ⑱

河川工事	河道掘削工事・砂防ダム工事(ダブルウォール工法)・練石張護岸工事
道路工事	道路改良工事及び道路施設工事(土工・排水構造物工・路床・路盤工・ブロック積・大型ブロック積工・多自然型護岸工及びカゴマット擁壁工・歩車道境界ブロック工・防護柵設置工・FCB(気泡混・合軽量盛土)工事・表層工(混合土)工事・函渠及び分割函渠工事・グラベルマット工)・自歩道設置工事(道路施設及び排水構造物工事・ブロック積工・補強土擁壁工事(テールアルメエ・ジオテキスタイル工)・スノーシェッド下部工事:土留めH鋼杭工・スノーシェッド工事:上部工・プレキャスト擁壁工・プレキャスト擁壁及び排水工事・防護柵設置工事・高欄工事・道路照明灯工事・橋梁補修工事(一般工事・高欄工・樹脂系・舗装工・伸縮装置工・支承工)・橋梁耐震補強工事(橋脚鋼巻立・PCパネル巻立・PC連結材耐震補強工・PC外ケーブル工・橋脚炭素繊維シート巻立・落橋防止装置・変位制限装置・伸縮目地設置)・橋梁補強工事(橋脚巻立(特殊モルタル増厚工)・橋脚巻立(炭素繊維シート張り)・落橋防止装置・変位制限装置・高欄工)・函渠及び分割函渠工事・防雪柵設置工事・雪崩防止柵工事・除草ボード工事・平板ブロック舗装工・橋面防水工
地盤改良工事	軽量盛土工事・軽量盛土(発泡ビーズ混合軽量土)工事
下水道工事	二次覆工その他工事・管更正工事(3Sセグメント工法)・管きよ更正工事・管きよ更正工事(ステンレスライニング工法)・管渠修繕工事(スーパー・スナップブロック工法)・剪断補強鉄筋工(耐震化工事)・管渠耐震化工事(後付式伸縮可撓継手)・孔補修工事・汚泥濃縮槽防食工事
宅地造成等工事	宅地整地工事・総合運動場駐車場外整備工事・ダム敷地整備工事
港湾・漁港工事	覆砂工事・ケーソン製作工事・魚礁工事(共通・組立魚礁+ブロック魚礁+人工礁)・防波堤工事・ブロック(消波・根固め・離岸堤等)工事・岸壁・物揚場その他工事・電気防蝕工事・フェンス・ゲート設置工事・岸壁下部工事・導流堤工事
基礎工事	場所打ち杭工事(オールケーシング工法)・鋼管・H型鋼・鋼矢板打設工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事・鋼構造物門扉工事(動力化含む)・構造物撤去工事・仮橋工事・旧橋撤去工事
公園・緑地工事	管理施設整備工事(門扉工・柵工)・グラウンド・コート舗装工事
公園・木製構造物工事	公園・木製構造物工事
水管橋工事	水管橋工事
治山山腹工事	治山山腹工事
林道構造物・緑化工事	林道構造物・緑化工事

[参考] 検査員成績評定考査事項と確認資料

確認資料	成績評定考査事項
施 工 計 画 書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着手前に提出され、必要項目が記載されているか（施工管理⑮） ・ 記載内容が設計図書の内容、現場条件を反映しているか（施工管理⑮） <p style="text-align: center;">（※土木部事業管理課「施工計画書作成要領（案）H25年4月」を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事概要 ② 計画工程表 ③ 現場組織表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当する職務や担当責任者が明記されているか（施工管理⑩） ・ 安全、品質、工程管理は主任技術者（監理技術者）が分担しているか（施工管理⑩） ・ 下請会社名、責任者名（主任技術者）、連絡先が記載されているか（施工管理⑩） ④⑤ 指定機械及び使用機械 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事で実際に使用する機械が記載されているか ⑥ 主要資材 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事で実際に使用する材料の品名、規格、製造業者、品質証明の方法、納入時期、グリーン製品の有無が明記されているか（施工管理②・⑮） ⑦ 施工方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な施工手順でなく、現場条件に即したもので、施工方法や留意事項等が具体的に示されているか（施工管理⑮） ・ 品質確保のための特別な対策や、独自の工夫等が記載されているか（施工管理④） ⑧ 施工管理計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書に定められていないものは監督職員と協議し計画するとともに、当該工事に即した項目で構成されているか（施工管理⑮） ・ 出来形、品質、写真管理等当該工事に即して具体的に測定箇所等が計画されているか <ul style="list-style-type: none"> 1) 工程管理 2) 出来形管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の管理基準が定められているか（施工管理⑯） 3) 品質管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の管理基準が定められているか（施工管理⑯） 4) 段階確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認時期等を具体的に計画しているか 5) 写真管理 ⑨ 安全管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理組織表に安全衛生主任者、作業主任者及び有資格者が明記されているか（施工管理⑩） ⑩ 緊急時の体制及び対応 ⑪ 交通管理 ⑫ 環境対策 ⑬ 現場作業環境の整備 ⑭ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 ⑮ 総合評価提案事項確認表 ⑯ その他 <ul style="list-style-type: none"> 品質証明（条件明示されている場合） <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質証明計画が記載されているか（施工管理⑭）
変更施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な時期に変更施工計画書が提出されているか（重要な施工方法等の変更は施工前に提出）（施工管理⑪）
打合せ簿等書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書19(18)条の設計図書の照査結果について提出書等を確認（施工管理①） <p style="text-align: center;">（契約条項番号の（ ）は令和2年3月31日以前の契約の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適時的確に整理されているか（施工管理⑦） ・ 変更施工計画の提出に該当しない軽微な変更について施工前に協議されていたか（施工管理⑪）

履 行 報 告 書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工状況写真・工程表・工事出来高報告書・簡易な図面が提出されているか（施工管理⑦）
品質証明関係資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質証明が計画どおり実施され、結果が適正に整理され提出されているか（施工管理⑭）
段 階 確 認 ・ 立 会 確 認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書に記載されているとおりに、段階確認、立会確認が実施されているか（施工管理⑥）
出来形関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出来形が測定項目、測定基準、規格値を満足しているか、又測定結果値のばらつき状況はどうか（出来形⑳㉓㉔） ・ 社内管理基準で管理されているか（施工管理⑯出来形㉕） ・ 出来形管理図、出来形管理表に創意工夫があるか（出来形㉖）
品質関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しているか、又試験結果値のばらつき状況はどうか（品質④⑤⑥⑦） ・ 社内管理基準で管理されているか（施工管理⑯） ・ 使用材料等について、施工計画書に記載されている材料が現場で使用され品質証明が提出されているか（施工管理②）
工事材料関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書に記載され承諾された材料が現場で使用され、見本や品質証明等が整備提出されているか（施工管理③）
施工体制関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工体系図、施工体制台帳等、下請負に関する書類、資料等が適切に提出され、整備されているか（施工管理⑫） ・ 施工計画書と現場の施工体制が一致しているか（施工管理⑬） ・ 建退共等退職金制度の加入状況を確認するとともに証紙取扱が適正に行われているか（施工管理⑨）
建設副産物関係資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理が適正に行われ必要な資料が整備されているか（施工管理⑧） ・ 注文されたリサイクル製品が使用されていたか（施工管理⑧）
工 事 写 真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書に記載の施工方法で施工されているか（施工管理②） ・ 適切な頻度で撮影されており、確認したい事項が整理された状態で確認できたか（施工管理⑤） ・ 小黒板の文字の判読、写真説明が適切になされているか（施工管理⑤） ・ 写真で示された数値や写真説明と現場の状態が合致しているか（施工管理⑤） ・ 不可視部分が写真で的確に出来形測定が判断出来るか（出来形㉗） ・ 施工管理基準に記載されている写真管理項目のすべての箇所が確認できたか（出来形㉘）

【参考】 専門検査員の検査での主な指示・指導事項

【工事検査第1班 土木工事】

- ①契約の履行に当たって責任ある対応がなされているか
 - ・特記仕様書(条件明示書, 説明事項含)について, 漏れなく履行するとともに, 事情により履行できない場合は受発注者間で協議を行うこと
 - ・設計図書の照査は5項目とも漏れなく実施し整理するとともに, 協議事項は発注者の回答を記載すること
- ②工程管理は適正に行われているか
 - ・ネットワーク工程表は, しっかりとした理解の上で作成すること
 - ・作業員の休日確保については, 最終的にどの程度確保されたか再検討しておくこと
- ③工事の施工は適切に実施されているか
 - ・工種の変更等に伴う施工方法の見直しの際は事前に変更施工計画書を提出すること
 - ・PHC杭の杭頭処理でカット・オフする場合は水平力が作用しない場合でも中詰補強鉄筋で補強すること
 - ・玉掛作業のトラッククレーン規格の変更についても変更施工計画書(施工方法)を提出すること
 - ・施工計画書の記載事項と現場写真, 書類等の整合を図ること
- ④出来形管理は適切に行われているか
 - ・土工事の切土量, 転用量, 処分量, 搬出量それぞれの数量の相関について土の状態に留意して整理すること
 - ・管理項目, 測定基準, 管理方法が施工管理基準等の注文内容を満足するよう整理すること
 - ・獣害防止柵の施工管理に係る規格値が規定されないまま施工しているが, 類似の工種を参考に受発注者で協議すること
 - ・暗渠排水工において, もみ殻厚さの規格値が下限値のみのためバラツキ整理がされていない例があるが, 仮想上限規格値を設定しバラツキ判定を行うこと, なお, 現場条件でバラツキ判定に支障がある場合は, 受発注者で協議し施工管理値を変更する方法もあるので検討すること
 - ・配筋(鉄筋組立)の測定箇所を明確にすること
- ⑤品質管理は適正に行われているか
 - ・試験項目, 試験基準, 管理方法が施工管理基準等の注文内容を満足するよう整理すること
 - ・品質のバラツキ判定については, 令和2年3月10日付けの通知を参照に行うこと
 - ・コンクリートの4週強度が工期内に確認できない場合は, 発注者と受注者間で特記仕様書あるいは書面での協議を取り交わし了解を得ておくこと
- ⑥安全管理は適切か
 - ・過積載対策に関して資材搬入時(二次製品, 購入土)の管理を徹底すること
 - ・下請け業者の作業員名簿に新規入場者教育の受入日等を記載すること
 - ・安全教育, 災害防止協議会, 地区協議会を適切に実施し記録を整備すること
 - ・安全管理は主任技術者(監理技術者)が担当すること
 - ・社内パトロールで是正項目が発生した場合は, 是正前後の写真を添付すること
- ⑦適切に書類が提出されているか
 - ・産廃マニフェストが収集運搬業者が保管すべき伝票を排出事業者で保管している事例があったので適切に整理すること
 - ・変更, 追加工種の流れ(原因~指示, 協議~承認~計画書提出等)が確認できるよう, 発注者と受注者との打合記録を整理すること
 - ・変更施工計画書は変更契約を待たず, 施工前に提出すること
 - ・写真管理において, 黒板の内容がわかりにくいものについては, 黒板の拡大写真の追加, 電子黒板を使用する等でわかるように整理すること

- ・県内産製品優先使用の試行要領に基づき、施工計画書主要資材及び完成時の提出資料を整理すること
- ・中間検査時における指摘、指導事項について適切に処理すること
- ・施工計画書の現場組織には下請会社、担当者、連絡先を記載すること

⑧その他

- ・暗渠排水工、客土工事等で完成検査時に水稲作付けされている状況があったので、完成検査前に使用する際は部分使用等の手続きを行うこと

【工事検査第2班 土木工事】

①契約の履行に当たって責任ある対応がなされているか

- ・設計図書の照査は早め実施し、問題の有無にかかわらず照査過程も含め書類で提出し、施工計画書に反映されたい
- ・鋼橋製作架設工事では製作、運搬、架設等個々の計画ではなく、現場での架設を考慮して製作、運搬等の計画を作成すること
- ・事前測量結果を報告し、設計仕様と異なる場合は監督員と協議すること

②工程管理は適正に行われているか

- ・工程表は種別毎の数量と所要日数を明記するとともに、所要日数（休日、作業不能日等を考慮）の算出根拠を記載のこと
- ・近接工事がある場合は当該工事だけでなく近接工事との工程調整を行った工程管理を行うこと
- ・工程遅延時にフォローアップを行った場合は解決策等の具体的内容を記載のこと

③工事の施工は適切に実施されているか

- ・施工計画書の施工方法は一般的な内容ではなく、共通仕様書を確認し、当該工事に合わせた重機配置や施工上の留意事項、当該現場の施工条件等に配慮した具体的な内容とすること
- ・施工状況については施工計画書に記載のとおり実施しているかどうかを確認するため、工事写真等を整理するとともに、検査で不可視部分となる箇所は確認できる写真で確認できるようにすること
- ・地盤改良等下請け施工分の成果についても元請技術者として検査時に説明できるよう確認しておくこと
- ・土工事の施工段階における土量変化について実際の張立検収結果やダンプ検収結果を裏付ける土量変化率等の定量的根拠等適切に管理すること
- ・段階確認、立会計画については施工計画書作成段階で不足なく計画し、施工計画書どおり実施のこと

④出来形管理は適切に行われているか

- ・施工する工種毎に管理項目、測定基準(箇所)、規格値、社内規格値及び管理方法を整理すること
- ・設計寸法通りに施工することが困難な場合、監督員の承諾を得て「施工管理値」を設定し管理すること
- ・規格値の単位(mm, cm等)に適した計測器具を用いて出来形、写真管理を行うこと
- ・規格値が上限又は下限のみの場合、反転等によりプラスマイナス管理を行い、50%、80%ラインを管理図に表示すること

⑤品質管理は適正に行われているか

- ・品質管理計画について当該工事の施工規模、工事内容に即した試験項目、頻度(回数)、社内規格値で管理すること
- ・品質管理についても仮想上下限值を設定し、適切に管理すること
- ・生コンについては配合、数量が設計図書、施工計画書、出荷証明資料等で整合を確認するとともに養生記録(状況、温度、日数)を写真や書類で整理すること
- ・使用材料の品質証明は材料承諾時の添付資料とは異なるので、ミルシート等の実際に現場に搬入、

使用されたものの品質を証明する資料で整理すること

- ・土の転圧、締め固めが適切に実施されたことを確認できる写真や書類を整理すること

⑥安全管理は適切か

- ・施工時期も含め工事工程、現場条件等に即した安全管理計画とすること
- ・安全巡視員、災害防止協議会等の実施記録及び安全責任者が現場の安全に関与していることが確認できる資料を整理すること
- ・労働災害、公衆災害等が生じた現場については原因を適切に分析し具体性のある再発防止策を講じること
- ・可燃物、有機溶剤、セメント等の有害化学物質を使用する際「安全データシート(SDS)」を供給元から入手および周知し作業員にリスクアセスメント教育を実施すること

⑦適切に書類が提出されているか

- ・変更施工計画書は工期の変更に関係する以外の項目については変更契約後ではなく、発注者からの工種の追加等の指示、受注者からの施工方法等に関する協議等が承諾された段階で施工着手前に提出すること
- ・中間検査指摘事項については監督員の確認を得て適切に対応のこと
- ・総合評価落札方式の工事に関し価格以外の評価項目の履行状況が判断できる裏付け資料を発注者側に確認してもらうこと

⑧その他

- ・施工計画書は実際に現場施工するように詳しく記載のこと
- ・現場組織表に元請、下請各社の役割分担を明確に記載のこと

【工事検査第2班 建築工事】

①契約の履行に当たって責任ある対応がなされているか

- ・設計図書と現場の照査を行い、その結果を書面により報告するとともに、相違があった場合には協議書等により施工方法等を確認のうえ工事に着手すること
- ・現場事務所に現場説明書、施工条件明示書、標準仕様書(適用年度)等を備えておくこと
- ・火災保険加入が求められている場合は保険証の写しを提出してもらい、加入期間が工事目的物引渡しまで加入されていることを確認すること
- ・建設業退職金共済制度等への加入状況について一覧表を作成し証明書の写し、証紙の受け払い簿等の関係書類を整備しておくこと
- ・施工計画書に総合評価に係る取組内容を明記し、実施記録を整備すること

②工程管理は適正に行われているか

- ・施工計画書の承諾を得てから工事着手するとともに、施工内容等に変更があった場合は、その都度変更施工計画書を作成し、承諾を受けてから工事着手すること

③工事の施工は適切に実施されているか

- ・施工計画書に記載された工法、材料等が確認出来るよう施工写真等を整備すること
- ・施工計画書は当該現場条件に適合した内容で作成すること
- ・廃棄物の種類ごとに搬出、処分計画を作成すること(産業廃棄物の処分に係るマニフェストはA票とE票の写しを整備すること)
- ・段階確認、立会確認等での指摘により修正した場合は、修正後の写真を整備しておくこと
- ・材料、仕様、工法に変更がある場合は、打合せ議事録での処理ではなく、変更事項についての協議、承諾等を書面により行い施工すること
- ・仕様書と図面の間に齟齬があった場合は、協議書等を書面で行い確認のうえ施工すること

④出来形管理は適切に行われているか

- ・施工計画書に当該工事(工種)の内容で出来形管理基準を記載すること
- ・工事写真の黒板に説明がなかったり、不十分なものがあるので、施工内容がわかるよう整理する

こと

- ・地盤改良工事の施工管理及び品質管理に係る記録，成果品を整備すること
- ・塗装工事の膜厚，塗付け量の記録表等を整備すること
- ・外壁改修工事でクラック補修の施工に関する実測図，実測数量等を整備すること

⑤品質管理は適正に行われているか

- ・施工計画書に当該工事(工種)の内容で品質管理基準を記載すること
- ・体育館など床改修に係る品質管理計画や実績を整備すること
- ・二次製品や現場支給品等の使用材料の品質や規格を確認，証明できる書類を整備すること
- ・屋根葺替工事，防水改修工事における風圧力に関する計算書等の資料を整備すること
- ・VOC測定機器，その他検査機器類の書類を添付すること
- ・鉄骨，鉄筋工事の超音探傷試験機器の登録番号等が確認できる書類を添付すること

⑥安全管理は適切か

- ・安全教育，安全訓練等を半日/月以上実施したことの記録を整備すること
- ・特記仕様書で当該現場に配置することとされた技能士が配備されていることを現場組織表に明記するとともに作業日誌等で確認すること

⑦適切に書類が提出されているか

- ・特定行政庁，消防機関等の工事完了検査は当該工事の完成検査までに終えること
- ・コリンズ登録は速やかに行い，変更があった場合も各段階毎に速やかに行うこと
- ・協議書，承諾書に日付を明記し整備すること
- ・施工体制台帳と施工体系図の不整合や作業主任者，監理技術者の資格確認資料が不足しているものがあるので，所定の事項を記入し整備すること
- ・解体工事において特別管理型産業廃棄物(PCB廃棄物等)，アスベスト含有建材やフロンガス等の有無に関する事前調査結果は書面により報告すること

【工事検査第2班 設備工事】

①契約の履行に当たって責任ある対応がなされているか

- ・契約書条文に基づき照査を行ったか
- ・受発注者間の意思確認ができる形で施工内容の変更等の協議がなされているか

②工程管理は適正に行われているか

③工事の施工は適切に実施されているか

- ・下請の現場責任者(主任技術者)の入場を確認できるか
- ・事前検討の結果を踏まえて，施工がなされているか
- ・受注者が施工結果を確認し，事後に書面や写真で確認できるか
- ・塗装等，仕様に沿った形で段階的な施工を数値で確認できるか

④出来形管理は適切に行われているか

- ・施工計画書や総合評価で提案した管理基準等に沿って実際に施工管理がなされているか
- ・対象物に応じて適切な出来形管理基準と許容値を設定しているか(管理が困難な数値や有意でない数値を無理に基準とした例がある)

⑤品質管理は適正に行われているか

- ・機器の製作や材料等の選定に際して，事前に耐震計算，各種荷重計算，揚程計算等の検討を行い検討書を提出し，承諾後に製作に着手しているか
- ・特記仕様書で検討を求めている場合には，与えられた条件に基づいて検討がなされているか
- ・製作仕様が受注者に委ねられている場合，仕様決定の根拠となる資料があるか
- ・機器の製作工場やメーカーの試験成績書に加えて現地試験成績書があり，求められている成果品の主要な機能が書面及び現地で確認できるか

⑥安全管理は適切か

⑦適切に書類が提出されているか

- ・契約額の変更や工期の延長がされた場合、下請契約にも適切な手続きがとられているか（産業廃棄物の処理委託契約についても留意が必要）

⑧その他

- ・発注仕様どおりに施工されていることに加え、、施設管理や利用時を想定・配慮した施工となっているか（作業動線との交錯と注意喚起，現場用マニュアル，操作対象機器の明示など）

※上記事項については各検査員が検査時に受注者及び発注者監督員に対し指示・指導した主な事項を記載したもので、検査の状況(背景)は加味されておらず、全ての事項が全ての検査に適用できるものではないので注意願います。

地方検査員等講習会資料

工事検査の進め方

令和4年6月 作成

宮城県出納局検査課

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL.022-211-3341・3342・3343・3344

FAX.022-211-3397

E-mail kensa@pref.miyagi.lg.jp

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensa/>
